

生物多様性ふくおか戦略（改定）

素案

福岡市

— 目次 —

第1章 戦略の基本的事項	1
第1節 生物多様性ふくおか戦略の改定.....	1
第2節 戦略の位置づけ.....	2
第3節 対象地域と戦略の期間.....	3
第4節 戦略改定のポイント.....	3
第5節 戦略の構成.....	4
第2章 生物多様性に関する現状と課題	5
第1節 上位計画の概要.....	5
第2節 国内外の動向.....	7
第3節 福岡市の生物多様性を取り巻く状況.....	11
第4節 福岡市の生物多様性に係る変化と課題.....	18
第3章 戦略の目指すべき姿・方向性	25
第1節 目指す将来像.....	25
第2節 基本的方向.....	26
第3節 施策体系.....	30
第4章 基本施策の展開	32
第1節 基本的方向1 知る・学ぶ.....	33
第2節 基本的方向2 守る・増やす.....	37
第3節 基本的方向3 活かす・つなぐ.....	42
第5章 推進体制・進行管理	47
第1節 各主体の役割.....	47
第2節 推進体制.....	49
第3節 進行管理.....	49
資料編（用語集等）	51

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)*は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された、2030 (令和12) 年を期限とする 17 の世界共通の目標です。福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGs の実現に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※資料編の用語集 (52~55ページ) に解説を載せている用語には*を付記 (初出のみ)

第1章 戦略の基本的事項

第1節 生物多様性ふくおか戦略の改定

1 生物多様性とは

生物多様性*とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを意味します。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、未知のものも含めると3,000万種¹ともいわれる多様な生きものが生まれました。私たちの暮らしも、森や里、川、海、豊かな農水産物など、生物多様性の恵みに支えられています。また、生物多様性は、心の潤いや多様な文化をもたらすほか、自然災害の防止や軽減にも寄与します。

しかし、人間活動の影響により、過去50年間における種の絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘されています²。

「生物多様性条約」*では、多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルで構成されているとしています。

「生態系の多様性」は、森林、里地里山、河川、湿地、干潟など、様々な自然環境があることです。「種の多様性」とは、動植物から細菌などの微生物まで、様々な生きものが存在することを意味します。そして「遺伝子の多様性」とは、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があることを指します。

これら3つの多様性は相互に影響し合い、生態系が多様であれば種の多様性が高まり、さらに種内の遺伝的多様性を支える基盤となります。

2 戦略改定の目的

「生物多様性ふくおか戦略」は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目指し、「生物多様性基本法」第13条に基づく地域戦略として、2012(平成24)年5月に策定されました。福岡市では、生物多様性の健全性や生態系サービス*の低下を受け、戦略に基づき、自然環境のモニタリングや保全・再生、市民への普及啓発などの取組みを進めてきました。

しかし、土地利用の変化や気候変動*、外来種の侵入などにより、生物多様性を取り巻く状況は世界的にも、そして福岡市でも深刻化しています。一方で、社会全体への生物多様性の重要

¹ 環境省自然環境局「生物多様性国家戦略2023-2030」2024(令和6)年

² 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」2019(令和元)年

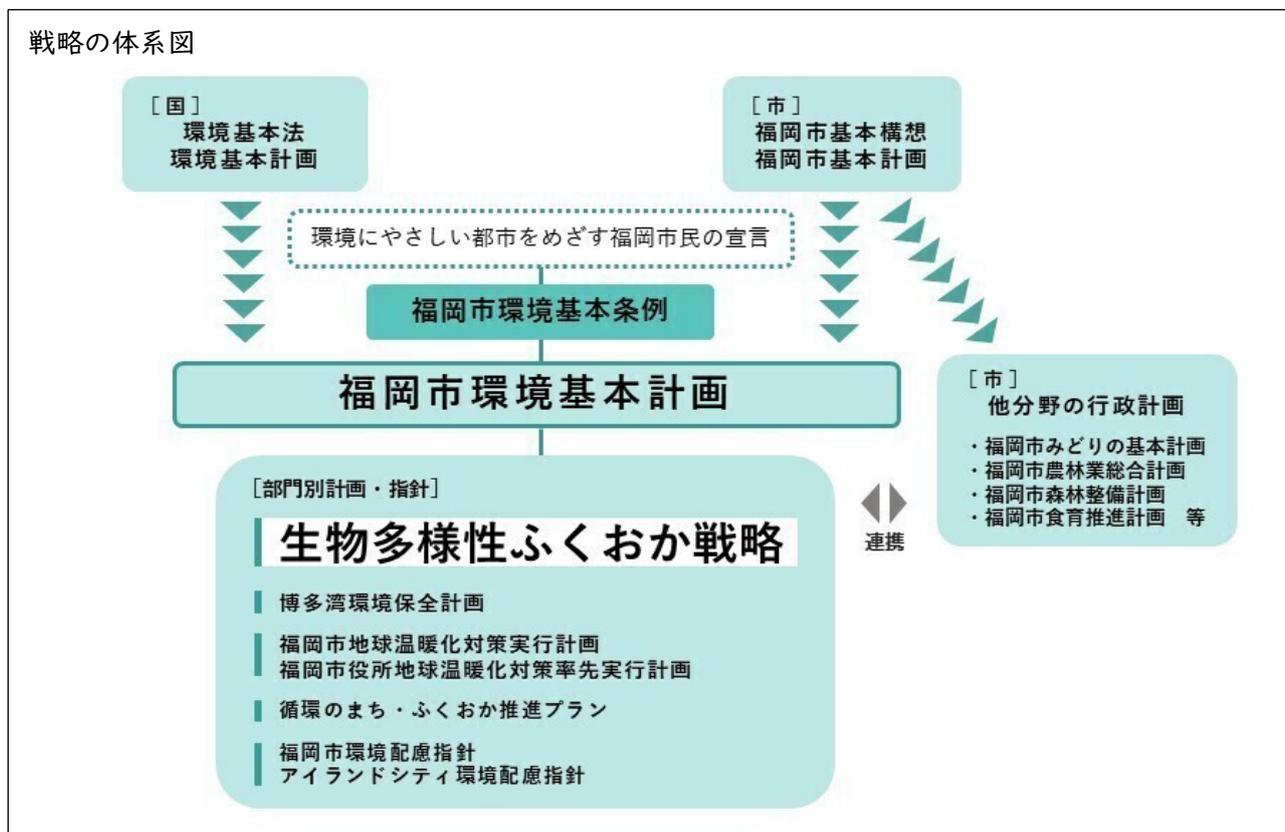
性の浸透は十分とは言えません。

このような状況下で、「生物多様性国家戦略 2023-2030」などの国の新しい方針でも、生きものや自然環境を守るための新しい取組みが始まっています。福岡市も、こうした流れに遅れずに対応し、生物多様性の保全が社会や経済の中で当たり前になるよう、これまでのやり方を見直す必要があります。

これからは、市民や事業者など多様な主体が一体となって取組みを加速し、自然と共生する都市をつくり、将来の世代に引き継ぐために、戦略を改定します。

第2節 戦略の位置づけ

- 本戦略は「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて策定するものです。
- また、上位計画である「福岡市環境基本条例第7条」に基づく「福岡市環境基本計画（第四次）」の部門別計画として位置づけられます。
- 福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで福岡市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものです。



第3節 対象地域と戦略の期間

対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市環境基本計画の対象地域である福岡市全域とします。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など市域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があるため、対象地域を越え、広域的な視点にも配慮します。

戦略の期間

2030（令和12）年を中間評価、2035（令和17）年を目標とする10年計画とし、2050（令和32）年は長期ビジョンとします。

生物多様性国家戦略の目標年である2030（令和12）年、2050（令和32）年及び福岡市環境基本計画の「2050年の理想の環境都市像」を見据えたものとします。



第4節 戦略改定のポイント

戦略改定のポイントを以下のように定めます。

- ◆ 国内外の動向や市を取り巻く状況の変化、前戦略の評価を踏まえ、改定戦略が担うべき新たな課題を抽出し、その課題を解決すべく新たな基本的方向を設定します。
- ◆ 施策の成果を適切に評価するための指標を設定します。
- ◆ 上位計画である「福岡市環境基本計画（第四次）」や市の他計画との内容の整合を図ります。

第5節

戦略の構成

第1章 戦略の基本的事項

- 生物多様性ふくおか戦略の改定
- 戦略改定のポイント
- 戦略の位置づけ
- 戦略の構成
- 対象地域と戦略の期間

第2章 生物多様性に関する現状と課題

- 上位計画の概要
- 福岡市の生物多様性を取り巻く状況
- 国内外の動向
- 福岡市の生物多様性に係る変化と課題

第3章 戦略の目指すべき姿・方向性

- 目指す将来像

自然の恵みに感謝し、未来へ受け継ぎ、
人と自然が調和した持続可能な暮らしを営む都市ふくおか

- 基本的方向と基本施策

基本的方向1 「知る・学ぶ」

基本的方向2 「守る・増やす」

基本的方向3 「活かす・つなぐ」

- 施策体系

第4章 基本施策の展開

- 基本的方向1 「知る・学ぶ」 ビジョン、指標、主な施策（取組み例）
- 基本的方向2 「守る・増やす」 ビジョン、指標、主な施策（取組み例）
- 基本的方向3 「活かす・つなぐ」 ビジョン、指標、主な施策（取組み例）

第5章 推進体制・進行管理

- 各主体の役割
- 推進体制
- 進行管理

第2章 生物多様性に関する現状と課題

第1節 上位計画の概要

1 生物多様性国家戦略 2023-2030

2023(令和5)年3月に閣議決定された第六次国家戦略で、生物多様性条約と生物多様性基本法に基づく基本計画です。生物多様性の損失と気候危機という2つの課題に統合的に対応し、2030年までに「ネイチャーポジティブ*」(自然再興)の実現を目指しています。生態系の健全性の回復などの取り組むべき5つの方向性を基本戦略として定め、「30by30*目標」(陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全)や、自然を基盤とした社会課題の解決(NbS)*の推進、ネイチャーポジティブ経済への移行、基盤整備と国際連携の強化など、多面的な取組みを包括的に示しています。

2 第六次環境基本計画

2024(令和6)年5月に閣議決定された環境基本法に基づく政府の環境政策の大綱です。環境保全とそれを通じて国民の「ウェルビーイング*/高い生活の質」を目的として、環境・経済・社会の統合的な向上を目指し、経済システムや地域、暮らし、科学技術など6つの重点戦略を掲げています。生物多様性分野では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の5つの基本戦略に沿って施策を推進し、2030年までにネイチャーポジティブを実現することとしています。

3 第10次福岡市基本計画(令和7年~令和16年度)

福岡市基本計画は、福岡市の将来の健全な発展のために策定する総合計画の一部で、基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画です。2024(令和6)年12月に第10次計画を策定しました。

都市像の実現に向けた8つの目標の1つとして「人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる」を掲げ、実現に向けた4つの施策「都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり」、「花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり」、「持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現」、「循環経済の確立に向けた資源循環等の推進」を設定しています。

また、市民生活や都市活動の場となる都市空間を、どのように形成し、どのように利用するかを空間構成目標として示しています。

4 福岡市環境基本計画（第四次）

福岡市環境基本計画は福岡市環境基本条例に基づく長期的な施策の大綱で、2025（令和7）年9月に第四次計画を策定しました。

同計画は「福岡市環境基本条例」第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものであり、行政・市民・事業者等が一体となって環境都市づくりを進めるうえで、道しるべとなるものです。

環境に関しては、中長期的な視点で施策を推進することが重要とされており、同計画では、2025年の理想の環境都市像を設定し、将来像の実現から逆算し、バックキャスト*で今後10年間の取組みの方向性を定めています。理想の環境都市像の実現には行政だけでなく、市民、事業者などあらゆる主体の行動・連携が不可欠であることから、「みんなでめざすまちの姿」としています。また、その実現に向け、全ての環境施策を進めていくうえで大切な統合的・横断的な3つの行動指針を設定しています。

<みんなでめざすまちの姿>

人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられる アジアのモデル都市

～みんなでめざすまちの姿に向けた行動指針～

日々の暮らしや営みの中に環境への配慮が浸透しているまちを目指します

豊かな自然の恵みや都市資源を活かした循環のまちを目指します

環境への取組みが都市の魅力を高め、持続的に発展するまちを目指します

生物多様性に関連する分野については、「【生物多様性】多様性にあふれた自然共生のまちづくり」を基本施策としています。

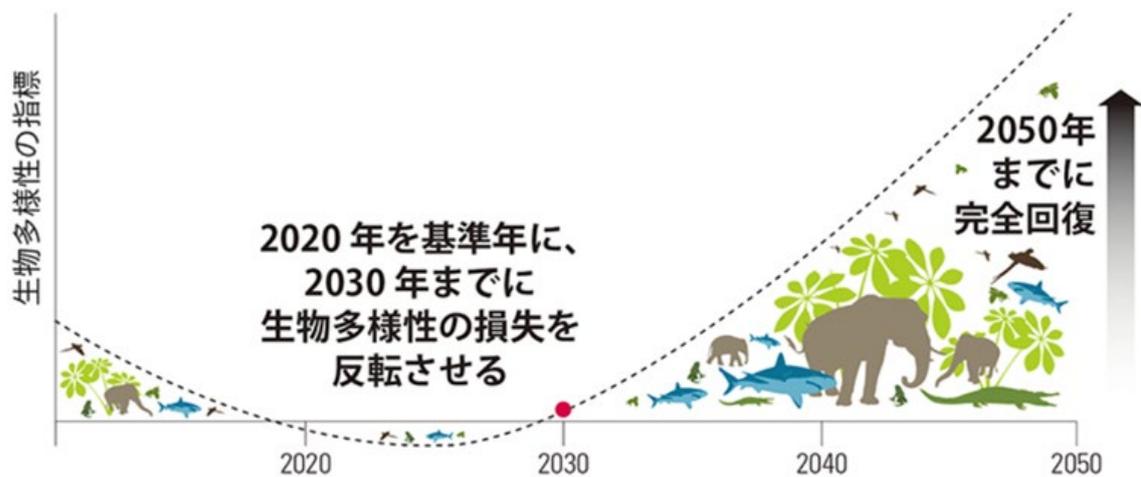
ふくおかの豊かな自然と多様な生きものから受ける恩恵を将来にわたって享受するため、多様な主体と連携・共働して、環境負荷の低減や多面的機能の活用、生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。また、豊かな自然の恵みをもたらす博多湾や、市民に潤いと安らぎを与えるみどりを保全するとともに、豊かな水や緑を活かし、自然と共生した魅力的なまちづくりを進めます。

1 国際目標「ネイチャーポジティブ」の設定

生物多様性の国際的な議論は、気候変動や持続可能な開発と密接に結びつき、科学的根拠に基づく統合的な解決策が求められています。2010(平成22)年のCOP10*で愛知目標*が採択され、以降SDGsやパリ協定*などの枠組みが進展しました。

2022(令和4)年のCOP15では「昆明・モンリオール生物多様性枠組*」が採択され、2050年ビジョン「自然と共生する世界」と、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現が掲げられました。

■ ネイチャーポジティブ



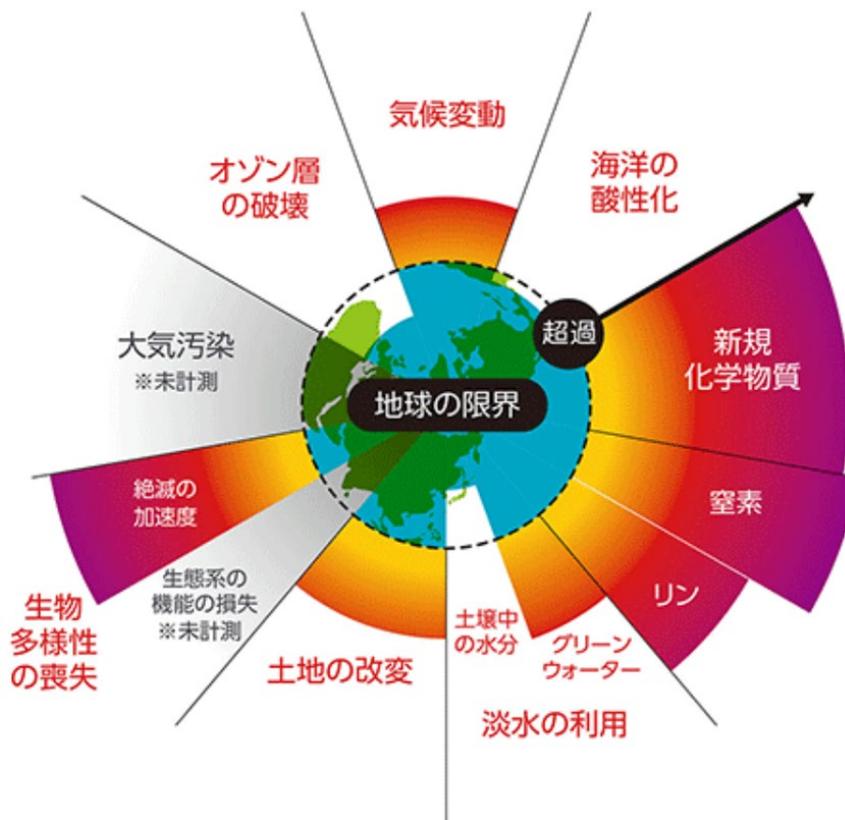
具体的には、30by30 目標(陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全)や、この目標の実現のために世界全体で取るべき行動を世界全体で取るべき緊急の行動として、「生物多様性への脅威を減らす」、「人々のニーズを満たす」、「実施と主流化のためのツールと解決策」の3つのグループから成る23のグローバルターゲットなどを定めました。

この中で、生物多様性と気候変動対策の連携や、自然を基盤とした社会課題の解決(NbS)の重要性も強調されています。

コラム① プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）

「プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）」は、地球環境の持続可能性を守るために、人類が越えてはならない境界を科学的に示した概念です。スウェーデンのストックホルム・レジリエンス・センターが提唱し、気候変動、生物多様性の損失、土地利用の変化、窒素・リン循環、淡水利用、大気エアロゾル、化学物質汚染など 9 つの領域が設定されています。これらは地球システムの安定性を維持するための「安全な作動空間」を示しており、境界を超えると不可逆的な変化が起こるリスクが高まります。

■ プラネタリー・バウンダリーを示した図



出典：環境省「令和 5 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成）

現在、国際的な研究によれば、気候変動や生物多様性の損失、窒素・リン循環など複数の領域で既に限界を超えており、地球環境は危機的な状況にあります。例えば、気候変動では温室効果ガスの増加により平均気温が上昇し、生態系や人間社会に深刻な影響を与えています。生物多様性の損失は、食料や水資源の安定供給にも直結する問題です。

プラネタリー・バウンダリーは、地球の健全性を守るための警鐘です。私たちの選択と行動が、未来の安全な環境を築く鍵となります。

2 社会経済システムの変革

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機に、土地利用や生生物取引など生物多様性損失が社会課題の根本原因と認識され、社会変革の重要性が指摘されています。国連環境計画*の統合報告書³では、環境悪化が将来世代の幸福を脅かすと警告し、経済・金融システムの変革や環境への責任ある行動の必要性を提言しています。

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の取組みを評価して投資を行う ESG 投資の拡大に伴い、企業活動においては生物多様性への配慮や、その取組み状況に関する情報開示が求められています。あわせて、消費者意識の変化の兆しも見られ、企業にとって生物多様性への配慮は、経営上の重要な課題であると同時に、新たなビジネスチャンスとして捉えられはじめています。

3 国内の潮流

国内では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づき、2030 年までに陸と海の30%を保全する「30by30」目標の達成に向けた取組みが進められています。国立公園などの保護地域に加え、企業や活動団体が自主的に保全を行う区域 (OECM) も評価・認定する制度が整備されました。これにより、今後は多様な主体が参加し、生物多様性保全の取組みが広がっていくことが期待されています。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、30by30 目標の達成や生態系をつなぐネットワークづくりのために、生物多様性の重要性や保全の効果を分かりやすく示す「見える化」が重視されています。このため環境省は、自然共生サイトの認定促進などを通じてネイチャーポジティブな地域づくりを進めるとともに、「生物多様性見える化システム」の整備を進めています。このシステムでは、生物多様性の現状や保全上重要な地域を地図で示したり、地域ごとの生物種リストを提供したりしています。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」における基本戦略の1つとして、「ネイチャーポジティブ経済の実現」が掲げられ、この重点施策として、2024 (令和 6) 年 3 月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が取りまとめられました。ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを分かりやすく示し、実践を促すものです。さらに、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の一環として、「ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム」が開設されました。これは、生物多様性に配慮した経営を行う企業と、その取組に役立つ技術を持つスタートアップをつなぎ、ネイチャーポジティブなビジネスの拡大を後押しするものです。

³ UNEP (国連環境計画) 「Making Peace with Nature (自然との仲直り)」(2021 (令和 3) 年 2 月)

コラム② ウェルビーイングと生物多様性

第六次環境基本計画では、目的として「環境保全とそれを通じた国民一人ひとりのウェルビーイング（高い生活の質）」が掲げられています。ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味し、単なる短期的な幸福にとどまらず、生きがいや人生の意味など、持続的な幸福を含む概念です。この向上には、健全な環境の維持が不可欠であり、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球規模の三大危機に対応するため、経済社会システムの変革が求められています。環境の質を高めることで経済社会の成長を実現する「循環共生型社会*」の構築が目指されています。

生物多様性保全の観点から見ると、ウェルビーイングは自然との共生を前提としています。生物多様性は食料や水資源の供給、気候調整、防災などの生態系サービスを通じて人間生活を支え、文化的価値や心の豊かさにも寄与します。しかし、土地利用の変化や過剰な資源利用により、生態系の健全性は低下し、種の絶滅速度は過去の自然状態に比べ数十倍から数百倍に達していると報告されています⁴。このままではウェルビーイングの基盤が失われるため、保全と持続可能な利用が急務です。

国際的には、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ経済」が合意され、国内でも企業活動において製品やサービスを通じて自然環境により良い影響を与え、事業活動全体で環境への負荷を減らすことが求められています。さらに、30by30目標やOECD認定など、地域レベルでの自然環境保全も重要です。こうした取り組みは、単なる環境対策ではなく、企業や地域に新たな価値をもたらす、持続可能な社会の実現に直結します。

ウェルビーイングの実現には、生物多様性の保全が不可欠であり、自然資本*を基盤とした社会経済の変革が求められます。個人の行動から企業・行政の戦略まで、自然との共生を重視するライフスタイルと政策が、未来の幸福を支える鍵となるのです。

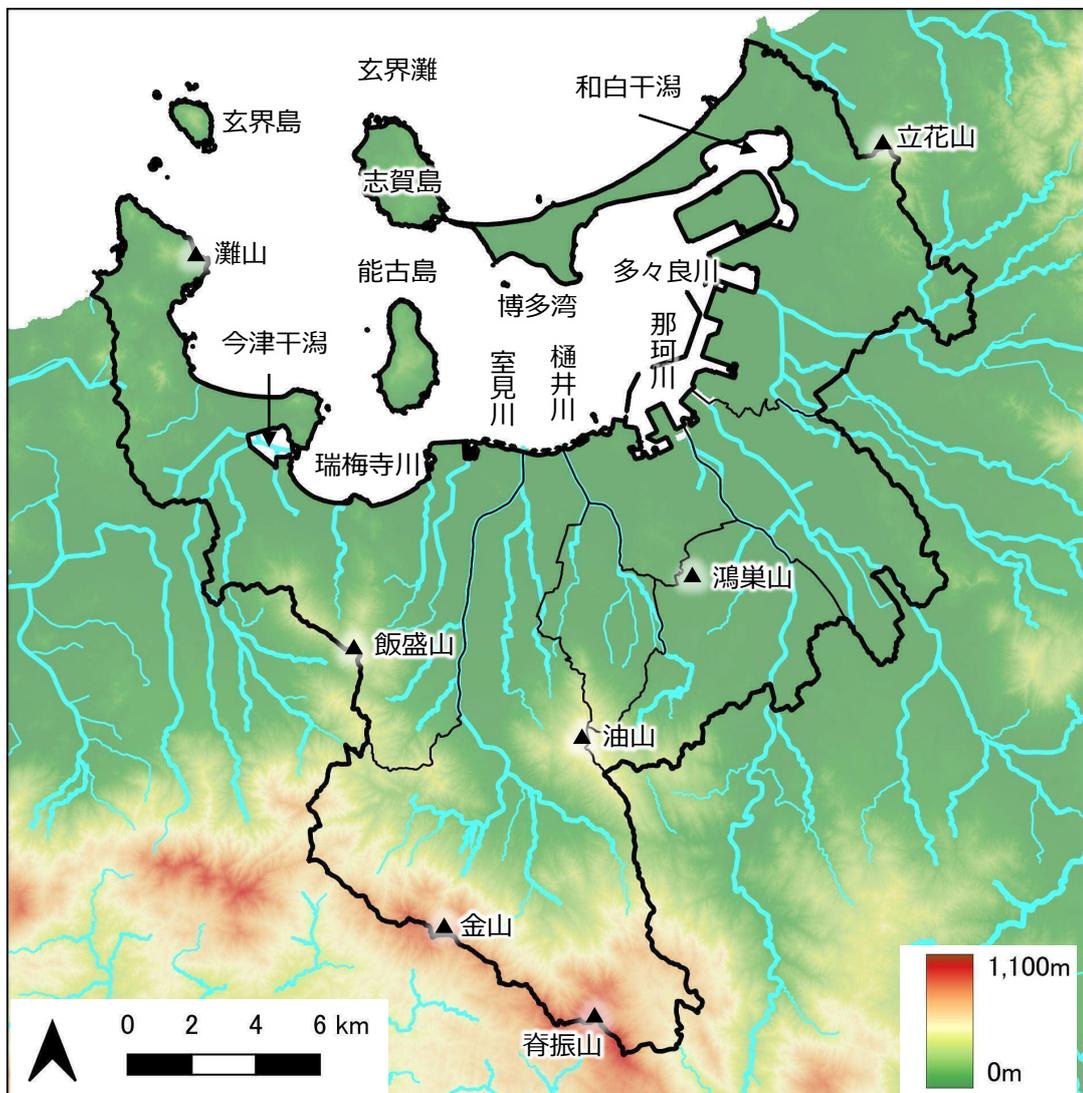
⁴ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」2019(令和元)年

1 地理的特性と生物多様性

福岡市は、山・川・海が連なる多様な地形と温暖湿潤な気候に恵まれ、豊かな自然環境があり、多様な生きものが生息しています。市内には、26水系、131の中小河川があり⁵、平野を形成して博多湾に注いでいます。博多湾や周辺の干潟は、渡り鳥や希少種の重要な生息地であり、農地や里山、森林、河川、沿岸域など多様な環境が生物多様性を支えています。

福岡市が実施した2019(令和元)年度から2023(令和5)年度までの自然環境調査では、哺乳類22種、鳥類235種、魚類61種、昆虫類1,523種などが確認されています。

■ 福岡市及び周辺地域の地形



資料: 基盤地図情報の数値標高モデル(10mメッシュ、アイランドシティ部分は5mメッシュ)

⁵ 福岡市道路下水道局「福岡市の河川」2024(令和6)年度

森林ではブナなどの成熟した広葉樹林が生きものの暮らしを支える重要な基盤となっており、アカアシクワガタやヨコヤマヒゲナガカミキリ、アサギマダラなどの昆虫類や、アオゲラやオオルリなどの森林性の鳥類がみられます。また、油山は、ハチクマやサシバなどの猛禽類の渡りの観察スポットになっています。



アカアシクワガタ



アオゲラ



ハチクマ

人の管理がほどよく入った里山が、多様な小動物の生息環境として機能しています。タヌキは田畑や雑木林でいろいろな食べ物を見つけ、トノサマガエルやシマヘビも水田や草地をすみかとしています。



タヌキ



トノサマガエル



シマヘビ

河川や水路ではカワセミが小魚を狙い、在来種のハカタスジシマドジョウが清流域に生息します。カトリヤンマやムカシトンボなどのトンボ類は水草の多い浅い水域を産卵場とするなど、水域の多様な環境が種ごとの生息環境として機能しています。



カワセミ



写真提供:福岡県保健環境研究所環境生物課

ハカタスジシマドジョウ



カトリヤンマ

和白干潟や今津干潟にはハクセンシオマネキなどのエビ・カニの仲間や貝などの底生生物が豊富で、クロツラヘラサギやミヤコドリなどの希少種も含め、シギ・チドリ類やカモ類など多くの渡り鳥の越冬地となっています。今津干潟は絶滅危惧種に指定されているカブトガニの産卵地となっています。



クロツラヘラサギ



ミヤコドリ



カブトガニ

博多湾から室見川などの河口では、春になるとシロウオが遡上します。初夏には博多湾の浅水域でシャコが、湾に面する干潟や河口ではアサリなどの貝類が年間を通して採れ、ふくおかの食文化を支える食材を提供しています。



シロウオ



シャコ



アサリ

沿岸ではアマモなどの海藻が育ち、藻場となっています。藻場は「海のゆりかご」と呼ばれ、海の生きものに餌場や産卵・保育場を提供し、また水質の浄化にも寄与しています。

食物連鎖の出発点となるプランクトンが豊富な海域は、カタクチイワシやマサバ、トビウオなどの回遊魚をはじめ、多様な海の生きものを育み、重要な漁場となっています。



カタクチイワシ



マサバ



トビウオ

福岡市の生きものに関する情報はこちらから➡

福岡市では、自然環境保全に関する基礎資料とするため、自然環境調査を実施しています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。



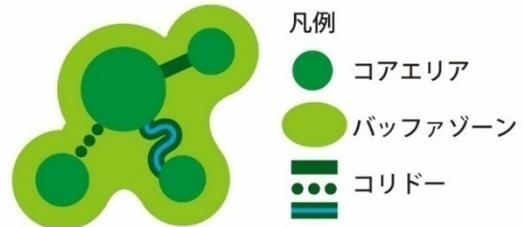
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/sizenkankyou/fukuokaikimono.html>

コラム③ エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)*

「エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)」は、生物多様性を守り、野生生物の生息環境をつなぐ空間的な仕組みです。都市化や開発で自然が分断されると、生物の移動や遺伝的多様性が損なわれ、絶滅リスクが高まります。これを防ぐため、国土交通省や環境省は、河川改修や道路整備、都市計画などにネットワークの視点を取り入れることを推進しています。

エコロジカル・ネットワークは、コアエリア(核となる自然地域)と、それらをつなぐ回廊(コリドー)、緩衝地帯(バッファゾーン)が基本となって構成されます。これらを保全し、河川や里山、都市緑地などをつなぐことで生物の移動経路が確保され、防災や水源涵養などの生態系サービスの維持にもつながります。

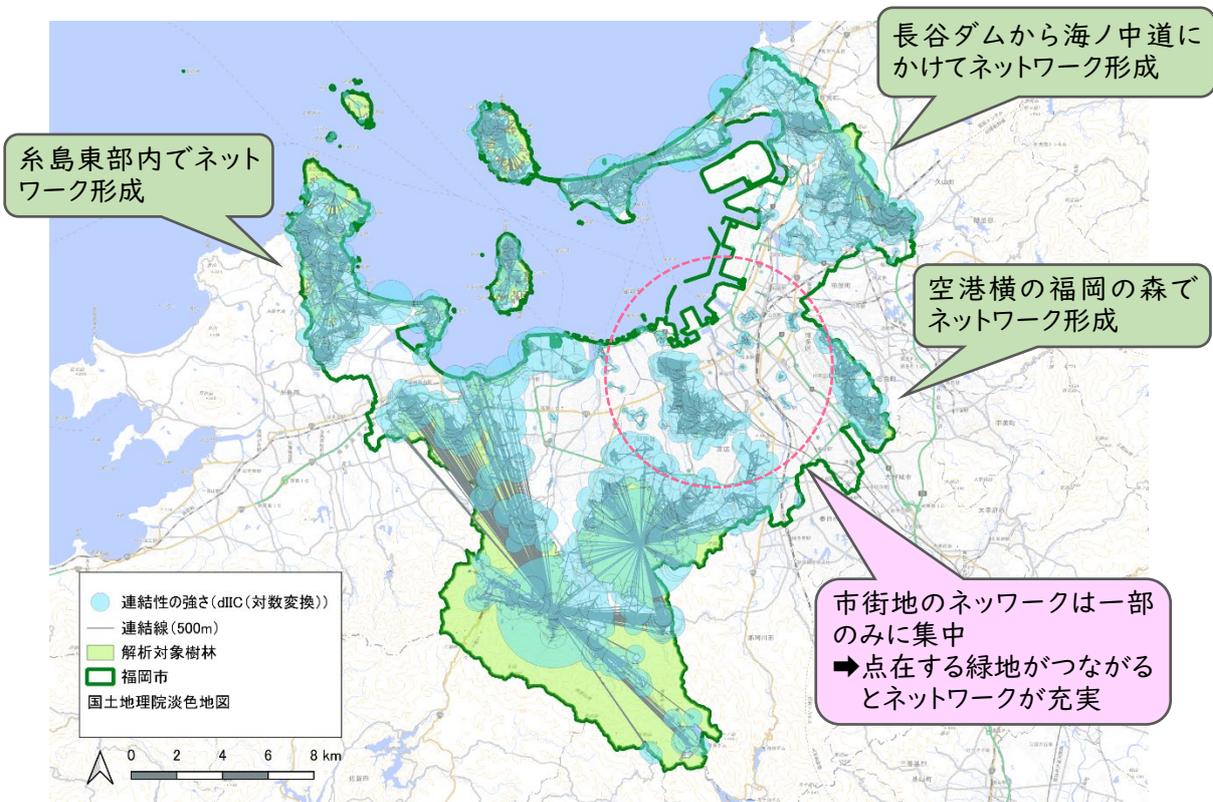
■ エコロジカル・ネットワーク概念図



出典:環境省「全国エコロジカル・ネットワーク構想(案)」
2009(平成21)年をもとに作成

福岡市では、都心部の緑被率*の低下や生物生息環境の分断が課題となっています。そこで、樹林ネットワークの質や連結性を dIIC (delta Integral Index of Connectivity) という指標で解析し、緑地のつながりを面的に評価しました。その結果、市街地の中でエコロジカル・ネットワークの分断が顕著な箇所において、中継地点となる緑地が存在すれば、ネットワークの充実化が期待できるエリアが明らかになりました。民有地とも連携した緑化や緑地保全を進めることで、生物多様性の向上と都市環境の質の改善が期待されます。

■ 福岡市内のエコロジカル・ネットワーク解析結果



出典:国土地理院 地理院タイルを使用して作成

2 文化・食・暮らしとの関わり

生物多様性の恵みは、食や祭り、伝統芸能など福岡市の文化形成にも深く関わっています。

食については、地元の農産物や水産物といった身近な自然の恵みを活かした多彩な郷土料理が、世代を越えて受け継がれてきました。ごまさばに代表される海の幸をはじめ、シロウオの踊り食いなど新鮮な食材を生かした料理が数多くあります。また、福岡の温暖な気候を活かし、かつお菜、博多蕾菜、博多長なすなど独自の農産物が育まれてきました。

また、生きものを供養し収穫に感謝する東区・筥崎宮の「放生会」をはじめとして、市内で行われている祭りや伝統芸能は、五穀豊穡や豊作祈願など、生物多様性の恵みへの感謝や願いを由来とするものが多くあります。



写真提供:まるごと福岡・博多(福岡市)

ごまさば(サバのゴマ醤油)



写真提供:まるごと福岡・博多(福岡市)

放生会(筥崎宮境内の様子)

また、生活環境の近くに自然環境があることが、私たちの暮らしを豊かにしています。例えば、自然海岸では釣りや海水浴、潮干狩り、バードウォッチングなど、山地では登山、ハイキング、キャンプなど多様なレクリエーションが楽しめます。市街地の周辺にも、唐津から宗像にかけての玄界灘、佐賀県に接する脊振山地や糟屋郡の三郡山地など、海と山の自然が広がっています。

都市機能が中心部に集約し、郊外の自然環境に容易にアクセスできるコンパクトシティであることが、福岡市の「自然環境の豊かさ」が評価されている⁶要因と考えられます。



写真提供:まるごと福岡・博多(福岡市)

油山市民の森



写真提供:まるごと福岡・博多(福岡市)

能古島海水浴場

⁶ 令和6年度市政に関する意識調査結果:2024(令和6)年6月21日から7月12日にかけて、市内に居住する満18歳以上の市民4,500人を対象に実施されたアンケート調査。

3 福岡市の生物多様性保全の取組み

福岡市は、干潟や藻場などの生きものの生息調査と生きもの観察会をはじめ、ふくおかの森・里・川・海のつながりを学ぶネイチャーツアーなどの体験型の学習活動や、地域の環境活動のリーダーとなる「ふくおかレンジャー」養成講座などの人材育成に取り組んでいます。

2025(令和7)年には、Web上に「生物多様性ふくおかセンター」を開設し、市民参加型の生きもの調査や情報発信、イベントを通じて生物多様性の理解促進と保全行動の拡大を図っています。また、市民がスマートフォンで生きものを撮影・投稿する「ふくおかいきもの調査隊」など、市民参加型の取組みも進めています。



自然の恵み体験活動の様子



ふくおかレンジャー研修の様子(野鳥観察)

みどり豊かな拠点づくりとして、都心部をはじめ、舞鶴公園や大濠公園、動植物園などの大規模公園において、みどりあふれる個性と風格のある景観を形成し、憩いや賑わいのある魅力的なまちづくりを進めています。あわせて、「都心の森1万本プロジェクト」の推進や、集合住宅・オフィスビルにおける緑化支援、ベランダや壁面の緑化整備なども実施しています。

また、雨水流出の抑制による浸水被害の軽減をはじめ、防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、さまざまな防災機能の向上を図るため、森林や樹林地、公園、河川、農地などをグリーンインフラとして捉え、みどりの保全・整備および適正な維持管理に取り組んでいます。

農業分野では、市街化区域*において、生産緑地制度を活用し、緑地機能や防災機能など、良好な都市環境の形成に寄与する都市農地の保全に努めています。さらに、市内産農畜産物の消費拡大に向け、情報発信や特産品のPRによる販路開拓とともに、学校給食への活用や、食と農の体験教室、学童菜園などを通じて、市民に分かりやすい食農教育を推進しています。

加えて、大学や研究機関が集積することによる豊富な人材・技術や、スタートアップが盛んなまちとしての強みを活かし、産学官民が連携して多様な環境課題の解決に取り組んでいます。「Fukuoka City スマート農業マッチングプロジェクト」では、農業生産者と企業との技術マッチングや、効率化に向けた実証実験を実施しています。

コラム④ 市民科学(シチズンサイエンス)

「市民科学(シチズンサイエンス)」とは、専門家だけでなく一般市民が科学調査やデータ収集に参加する取組みを指します。スマートフォンやアプリを活用し、身近な自然環境で観察した生物や環境情報を記録・共有することで、科学研究や政策形成に貢献する仕組みです。近年、デジタル技術の進展により、誰もが簡単に参加できる環境が整い、世界的に広がりを見せています。

生物多様性保全において、市民科学は大きな効果を発揮します。広範囲かつ長期的なデータ収集は専門家だけでは困難ですが、市民の協力により広い空間や時間をカバーすることができます。例えば、英国では、数万人の市民が蝶の個体数を観察・報告し、農業環境支援スキーム(AES)の効果検証や気候変動の影響評価に活用されています⁷。また、ミツバチや樹木の分布データが政策や保全活動に反映され、都市緑化や農薬規制の見直しにもつながっています⁸。

国内でも、スマートフォンで使えるアプリを用いた生きもの調査を実施し、市民が撮影した写真をAIで同定してデータベース化する取組みが進んでいます。福岡市においても、「ふくおかいきもの調査隊」の取組みを進めています。



ふくおかいきもの調査隊イベントの様子

今後、市民科学はモニタリング技術の向上やIoT*との連携により、さらに精度と効率が高まることが期待されます。また国際的なデータ共有基盤(GBIF など)を通じて、地球規模での生物多様性保全に貢献する可能性も広がります。市民一人ひとりの参加が、科学と社会をつなぐ力となり、持続可能な未来を築く鍵になるのです。

ふくおかいきもの調査隊 調査レポートはこちらから➡

<https://seibutsutayousei.city.fukuoka.lg.jp/survey/>



⁷ UK Butterfly Monitoring Scheme <https://ukbms.org/>

Big Butterfly Count <https://bigbutterflycount.butterfly-conservation.org/>

⁸ BeeWalk <https://beewalk.org.uk/>

Treezilla <https://treezilla.org/>

第4節

福岡市の生物多様性に係る変化と課題

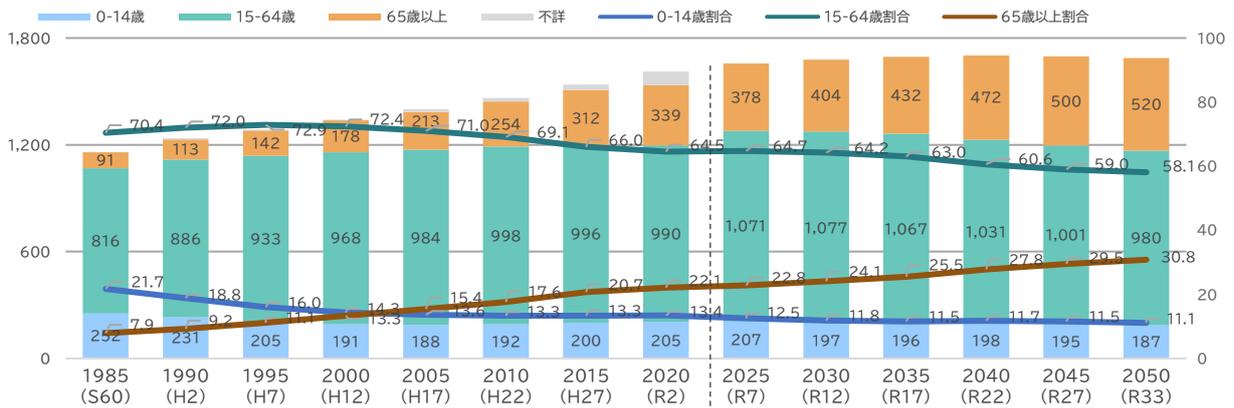
1 福岡市の変化と生物多様性への影響

福岡市では、近年の様々な社会・環境の変化があり、複合的に生物多様性へ影響を及ぼしていることが想定されます。

全国的に人口減少社会を迎える中、福岡市の人口は一貫して増加し続けており、2040（令和22）年頃には約170万人に達し、ピークを迎える見込まれています。

DID（人口集中地区）*は九大学研都市周辺やアイランドシティ*周辺に広がっています。少子高齢化が進行しており、核家族化や人口の流動性の高まりによって、地域コミュニティの希薄化や伝統行事の継承困難化が懸念されます。

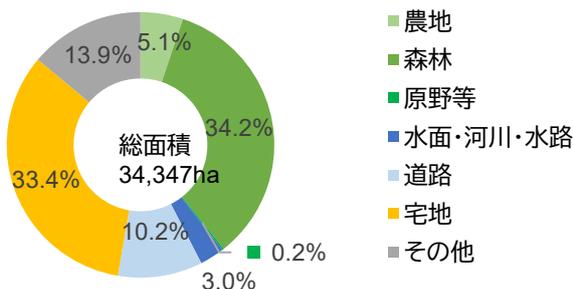
福岡市の総人口と世帯数の推計



出典：福岡市統計書

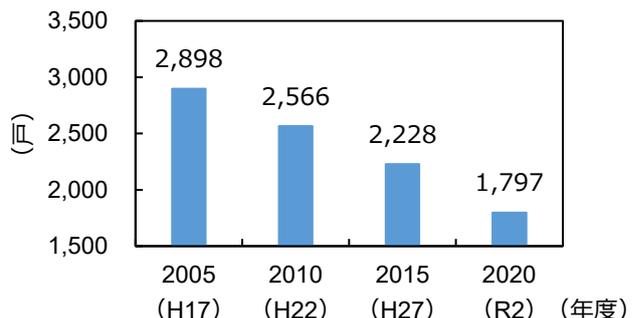
産業面では、第一次産業の割合が0.1%と非常に小さく、土地利用の割合をみても森林と宅地がそれぞれ市域の約30%を占めるいっぽうで、農地の割合は5.1%です。都市化や高齢化の影響で農家戸数が減少し、農地転用は年間400~500件にのぼり、宅地化が進行しています。農地や山林の減少が生きものの生息地や雨水調整など多面的な機能の喪失につながり、また農林水産物の供給減少は食文化の継承にも影響を及ぼす可能性があります。

2023（令和5）年度の土地利用割合



出典：土地利用現況把握調査（福岡県ホームページ）

市内の農家戸数の推移

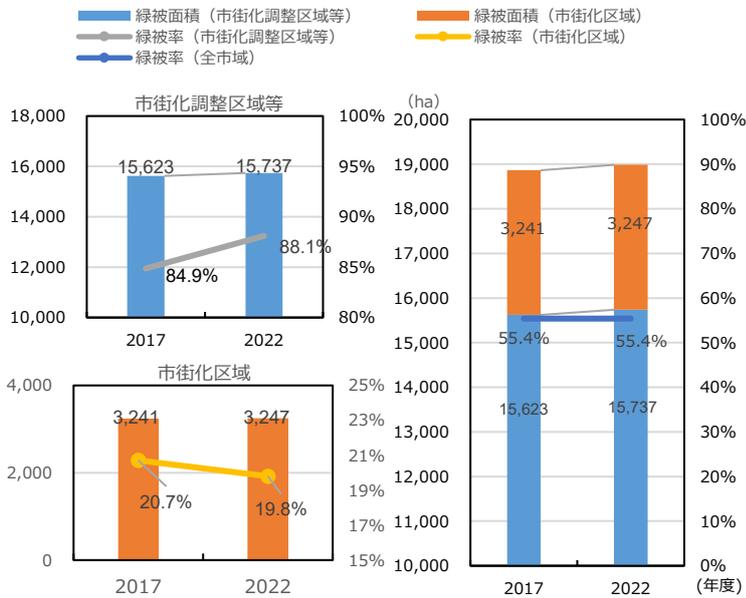


出典：農林水産省 令和5年特用林産基礎資料

市全体の緑地面積はわずかに増加し、緑被率*は 55.4%を維持しているものの、市街化区域では緑被率が減少しています。

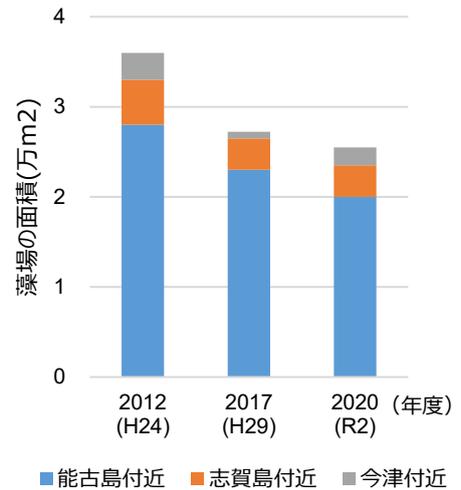
また、臨海部では港湾整備により自然海岸が減少し、生きものの生息地喪失を招いています。沿岸部での藻場の面積も減少しています。

■ 全市域における緑被面積*・緑被率の推移



出典:福岡市住宅都市みどり局資料

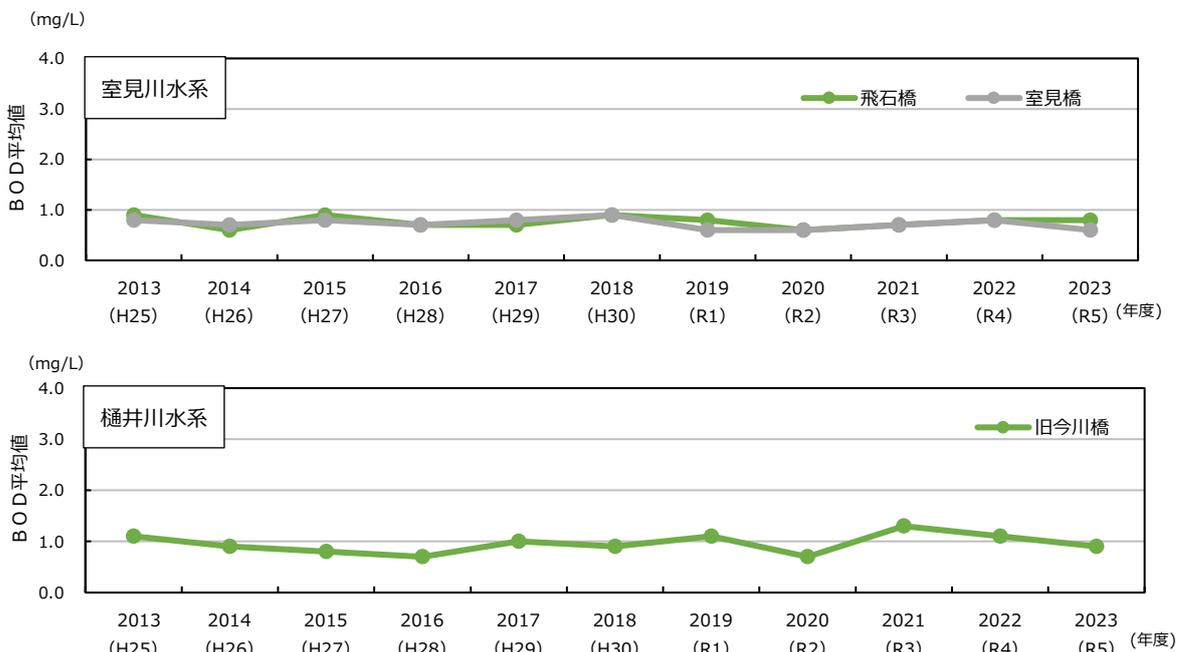
■ 藻場 (アマモ場) 面積の推移 (今津・能古島・志賀島)

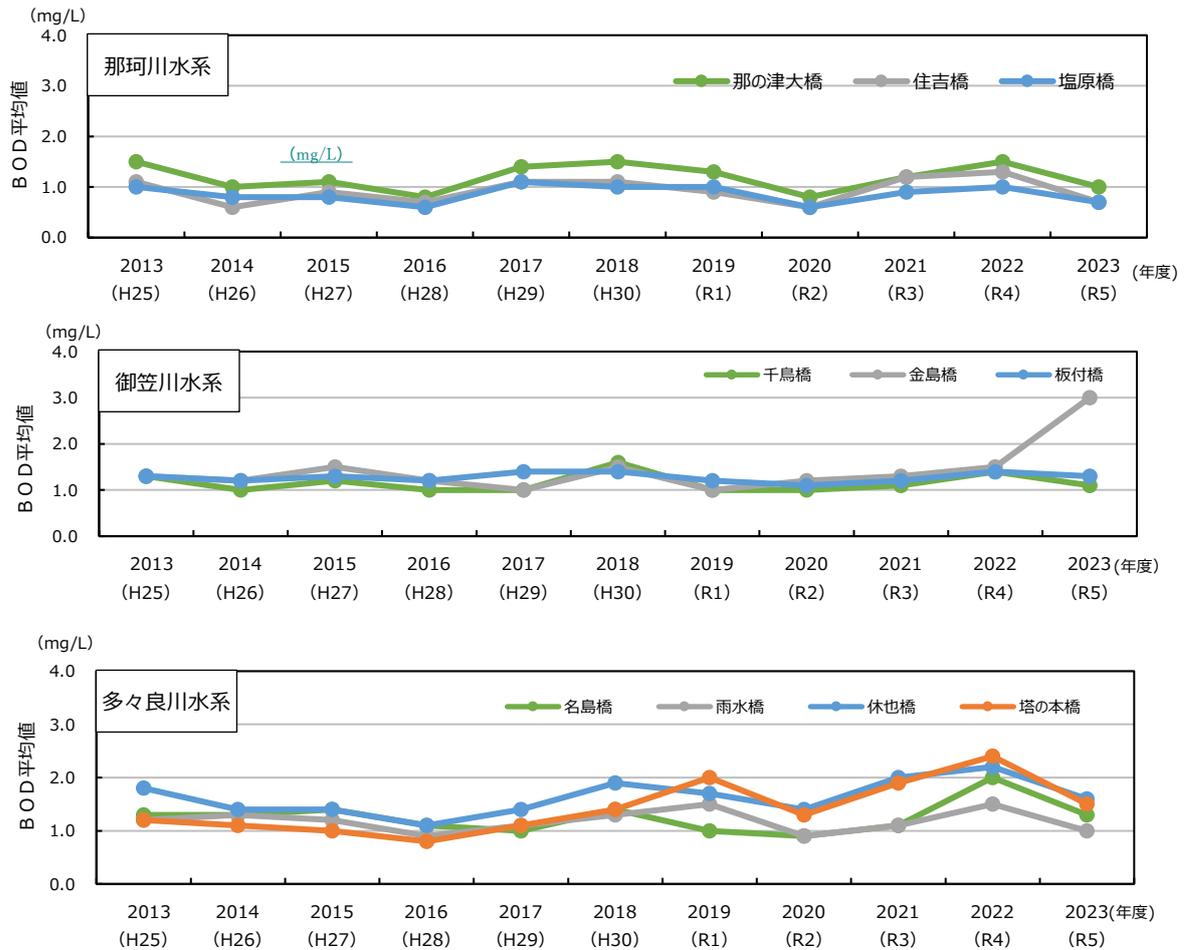


出典:福岡市環境局資料

博多湾へ流入する河川は、下水道の普及や高度処理などにより、生活排水などが下水処理場で処理されるようになったため、河川及び博多湾の水質は改善されていますが、夏季における貧酸素水塊の発生や海藻養殖に必要な冬季のリン不足などが課題となっており、生物多様性及び生物生産性を踏まえた適切な水環境の保全が重要です。

■ 河川の BOD*の経年変化



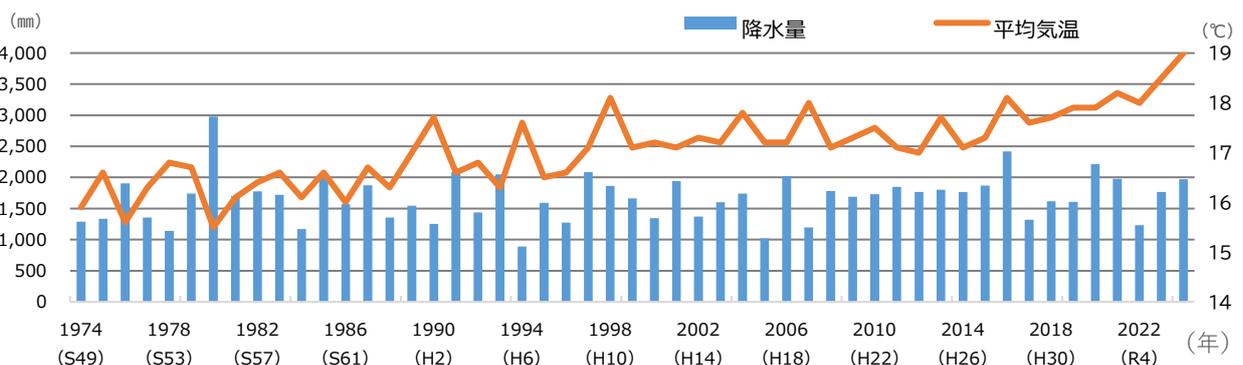


出典：福岡市水質測定結果報告書（福岡市環境局）、令和4年度博多湾水底質調査委託報告書(福岡市環境局)

気候の変化については、年平均気温は上昇傾向にあり、2024（令和6）年の年間平均気温は観測史上最も高い19.0℃を記録しました。猛暑日の増加が顕著であり、2024（令和6）年には39日を記録しました。こうした気候の変化は、第一次産業や市民の健康だけでなく、動植物の分布にも影響を与える可能性があります。

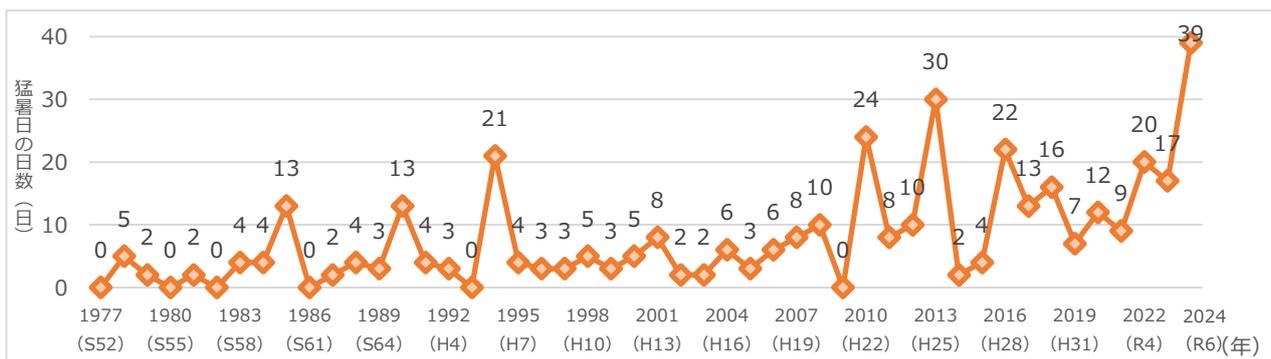
年間降水量に大きな変化は確認できませんが、福岡県における1時間降水量50mm以上の短時間大雨の年間発生回数が1980年前後と比較して約1.7倍に増加するなど、大雨や短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあります。

福岡市の年別降水量及び気温の推移



出典：気象庁ホームページ各種データ・資料より作成

■ 福岡市の猛暑日の推移



出典:気象庁データ(福岡市中央区観測所)

暮らしの面では、第一次産業の農産物や水産物の生産量が減少傾向にある一方、市内の直売所数は増加傾向にあり、地域産の新鮮な農産物や加工品を求める消費者ニーズの高まりがうかがえます。給水人口*の増加や気候変動による水不足への備えも課題となっており、自然資源の供給サービスが不足する傾向にあります。

2 福岡市の生物多様性に係る課題

① 生態系の健全性

都市部では緑地が減り、沿岸の藻場・干潟などの生息環境も縮小し、生態系のつながりが途切れることが懸念されています。さらに、里山や水田など二次的自然環境は管理不足によって質が低下し、耕作放棄地や竹林の拡大が進んでいます。外来種については、外国からの物流における紛れ込みや観光客の持ち込みなどにより、定着リスクが高まっています。

加えて、気候変動や新興感染症*の発生など、人間活動による生態系への影響も無視できません。温室効果ガス排出や都市化に伴うヒートアイランド現象、自然海岸の消失などは、気温や海水温の上昇、生物の分布変化や生態系の不安定化を引き起こしています。こうした環境変化は、生物多様性の損失だけでなく、人間社会にも影響を及ぼしています。

近年、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザなど、これまで人間社会で確認されてこなかった新興感染症が増加しており、その多くは野生動物由来の人獣共通感染症です。新興感染症の増加背景には、森林伐採や農地開発といった人間活動による生態系の改変と生物多様性のバランスの崩れがあります。野生動物の生息地が破壊・分断された結果、人間や家畜との距離が縮まり、接触する機会が増えることで、病原体が人間へと宿主転換したと考えられています⁹。

こうした状況を改善するために、都市の緑地減少を抑え、農地や里山、森林、河川、沿岸域をつなぐ生態系ネットワークを確保することが必要です。また、里山や農地を含む二次的自然環境

⁹ 独立行政法人国立環境研究所 五箇 公一「人獣共通感染症の生態学的アプローチ～生物多様性の観点から感染症リスクを考える」(環境共生 Vol.36 No.2(2020.9))

の継続的な管理・再生や、海水温上昇への対応として海洋生態系の保全も重要です。30by30 目標の達成に向け、OECM など私有地を含めた保全体制の強化や、外来種対策の徹底が課題です。さらに、脱炭素や循環経済、農林水産業などの多様な分野が連携し、生態系の健全性を維持・向上するため、横断的に取り組むことが求められます。加えて、感染症のリスクを抑えるためには、野生生物の生息域への過度な干渉を減らし、人間社会と生物界の適切なゾーニングを確立することが重要です。

コラム⑤ 福岡市内の自然共生サイト

環境省が推進する「自然共生サイト」は、国内の 30by30 目標達成に向けた取組みの中核を担う制度です。企業や自治体、地域団体などが管理する緑地や森林を、生物多様性の保全に資する場として認定し、ネットワーク化する仕組みであり、認定を受けることで地域の自然資源を守りながら、教育や交流、企業の環境貢献活動を促進する効果が期待されています。

福岡市においても、この制度に基づく取組みが広がっています。現在、市内には 2 つの自然共生サイトがあります(2026(令和 8)年 1 月時点)。1 つは、西部ガスグループ油山研修所の森です。油山は市街地に近接しながら豊かな自然を残すエリアで、研修所の森では企業が主体となり森林管理や生物調査を実施し、社員教育や地域イベントを通じて自然との共生を学ぶ場を提供しています。こうした活動は、都市部で希薄になりがちな自然との接点を回復し、企業の社会的責任を果たす取組みとして評価されています。

もう 1 つは、海の中道海浜公園内の「環境共生の森」です。広大な公園の一角に整備されたこの森は、海浜特有の植生を保全しながら、来園者が自然体験を楽しめる空間です。散策路や学習プログラムを通じて、地域の生態系や気候変動への適応策について理解を深めることができます。都市と自然が調和する景観は、観光資源としても魅力的であり、持続可能な地域づくりのモデルケースといえるでしょう。



西部ガスグループ油山研修所の森



海の中道海浜公園内の「環境共生の森」

自然共生サイトの意義は、単なる緑地保全にとどまりません。生態系サービスの維持、防災・減災(Eco-DRR ※コラム⑥参照)、地域コミュニティの活性化など、多面的な価値を生み出します。企業・行政・市民が協働することで、都市の中に自然を活かす新しいライフスタイルが広がることを期待されます。

② 生態系サービス

人間が生態系から得る恵みを「生態系サービス」と言います。「生態系サービス」は、主に「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます。

農地の減少や海域の環境変化により、食料などの「供給サービス」が低下する可能性が高まっています。市街地の緑地減少によって自然被覆が変化し、保水機能や気候調整などの「調整サービス」も弱まりつつあります。また、身近な自然に触れる機会が減り、「文化的サービス」の低下も懸念されています。そして、様々な生きものとその生息環境が減少は、これらの生態系サービスの土台となる「基盤サービス」の低下につながります。

「生態系サービス」を維持するためには、生物多様性の質と量を確保・向上させる取組みが不可欠です。特に都市部での緑地確保や農地・森林の適切な管理、生態系機能を支える自然資本の保全が重要となります。

③ 保全活動などの取組みの主体

生物多様性の保全をより一層進めるためには、市民や事業者が主体となって取り組むことが必要です。特に事業者にとっては、ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて、生物多様性を企業経営に組み込む重要性が高まっています。原材料の調達から取引先まで、事業活動全体で生物多様性への影響を評価し、リスク管理を行うことが求められています。

しかし現状では、市民や事業者の生物多様性への関心は十分に高いとは言えず、日常生活や事業活動の中での生物多様性への配慮は広く浸透していません。

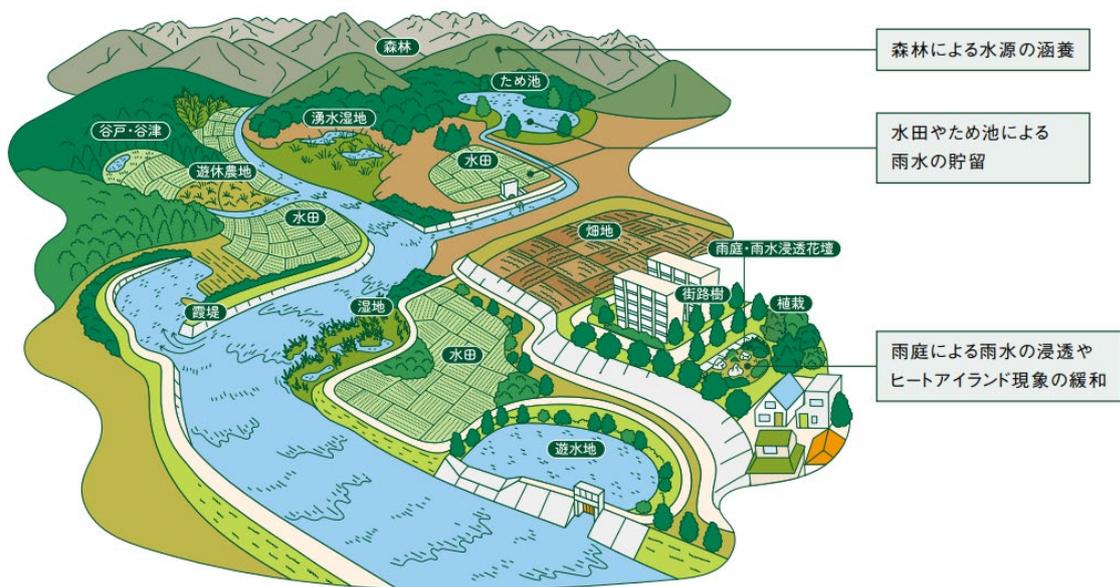
このため、生物多様性への市民や事業者の理解や関心を高める環境教育や普及啓発に力を入れる必要があります。また、生物多様性保全の取組みについて、市民の参加機会の拡大や事業者の参画を促進し、生物多様性の保全を組織的・継続的に進める体制づくりが求められます。

コラム⑥ 生態系サービス(調整サービス)と Eco-DRR

生態系サービスの1つである調整サービスは、災害リスクの低減に直結する機能を持ち、近年注目される「Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)」と深く関係しています。

Eco-DRR は、生態系の保全・再生を通じて防災・減災を図る考え方で、単なるハード整備に頼らず、自然の力を活用する点が特徴です。例えば、湿地や森林は洪水時の水を一時的に貯留し、土砂災害のリスクを緩和します。こうした機能は調整サービスの一部であり、生物多様性の維持がその効果を高める鍵となります。生態系が多様であるほど、災害に対するレジリエンスも強化されるため、Eco-DRR は防災と生物多様性保全の両立を目指す取組みといえます。

■ 水害リスクの軽減に寄与する Eco-DRR イメージ



出典：環境省「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災の手引き[概要版]」

海外では、フィリピンでマングローブ林を再生し津波や高潮の被害を軽減した事例、インドで森林再生による土砂流出防止などが報告されています。国内では環境省が Eco-DRR 適地を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」作成を支援しています。また、福岡県内では、大雨時に水田の排水口を調整し、一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の取組みが推進されています。

福岡市でも、市街地の浸水リスク軽減のため、河川改修を継続するとともに、治水池の整備や貯留・浸透施設の適切な組み合わせにより、流域の保水・浸透機能を確保し、関係機関と連携して総合的な治水対策を進めています。

気候変動の影響で災害リスクが高まる中、Eco-DRR の重要性はさらに増すと考えられます。また、生物多様性の観点からは、単一の機能だけでなく、多様な生態系を維持することが防災機能の安定性を高めると考えられます。Eco-DRR は「自然を守ることが人を守ること」に直結する戦略であり、持続可能な地域づくりの中核を担う取組みと言えるでしょう。

第3章 戦略の目指すべき姿・方向性

第1節 目指す将来像

生物多様性国家戦略の目標年である2030(令和12)年、2050(令和32)年及び福岡市環境基本計画の「2050年の理想の環境都市像」を見据え、2050年の将来像を設定します。

前戦略の「100年目標」や福岡市環境基本計画(第四次)の「2050年ビジョン」も参考とし、「自然を未来につなぐ」ことを主眼に、以下の将来像を目指します。

自然の恵みに感謝し、未来へ受け継ぎ、 人と自然が調和した持続可能な暮らしを営む都市ふくおか

福岡市は、博多湾や脊振山をはじめとした豊かな自然と穏やかな風土に恵まれ、魅力ある景観と快適な生活基盤、充実した都市機能がコンパクトに整っている都市です。

近年、都市化の進展などにより自然環境の質が変化しており、生きもの生息・生育に適した自然環境が失われつつあります。私たちの生活は自然の恵みの上に成り立っており、今、一人ひとりが自然との関係性を改めて意識する必要があります。

そのため、自然の恵みを理解、感謝し、将来に受け継ぐための行動を起こすこと、身近に自然を感じ、心豊かな暮らし(ウェルビーイング)を実現することで、人と自然が共生し豊かに発展する都市を目指します。

第2節

基本的方向

前戦略では、下記の5つの基本的方向を定め、これに基づき取組みを推進してきました。

前戦略の基本的方向

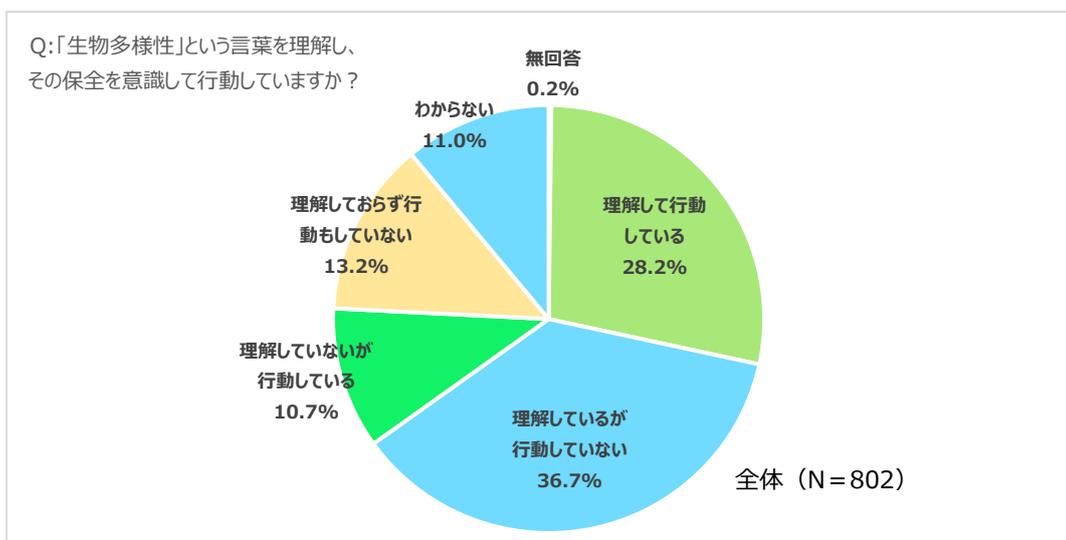
- 1 生物多様性やその恵みに関する認識の社会への浸透
- 2 人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性の保全
- 3 生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用
- 4 生物多様性に支えられる文化の継承と創造
- 5 より広域的な視野をもちながら地域の生物多様性を支える多様な主体や地域との連携

取組みの成果を把握するために、基本的方向ごとに指標を設定し、評価を行いました。（評価の詳細については、資料編 資料6を参照ください）。

「基本的方向1 生物多様性やその恵みの社会への浸透」については、環境教育や人材育成の取組みにより一定の成果が見られるものの、市民の関心や理解の広がりはまだ十分とは言えません。2025（令和7）年に実施した環境に関するアンケート調査によると、「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合」は28.2%にとどまっています。

また、市民が自然に親しみ、生物多様性への理解を深めるための環境教育や体験の機会が十分に提供できているとは言い難い状況です。

■ 2025（令和7）年度 環境に関するアンケート調査（生物多様性について）



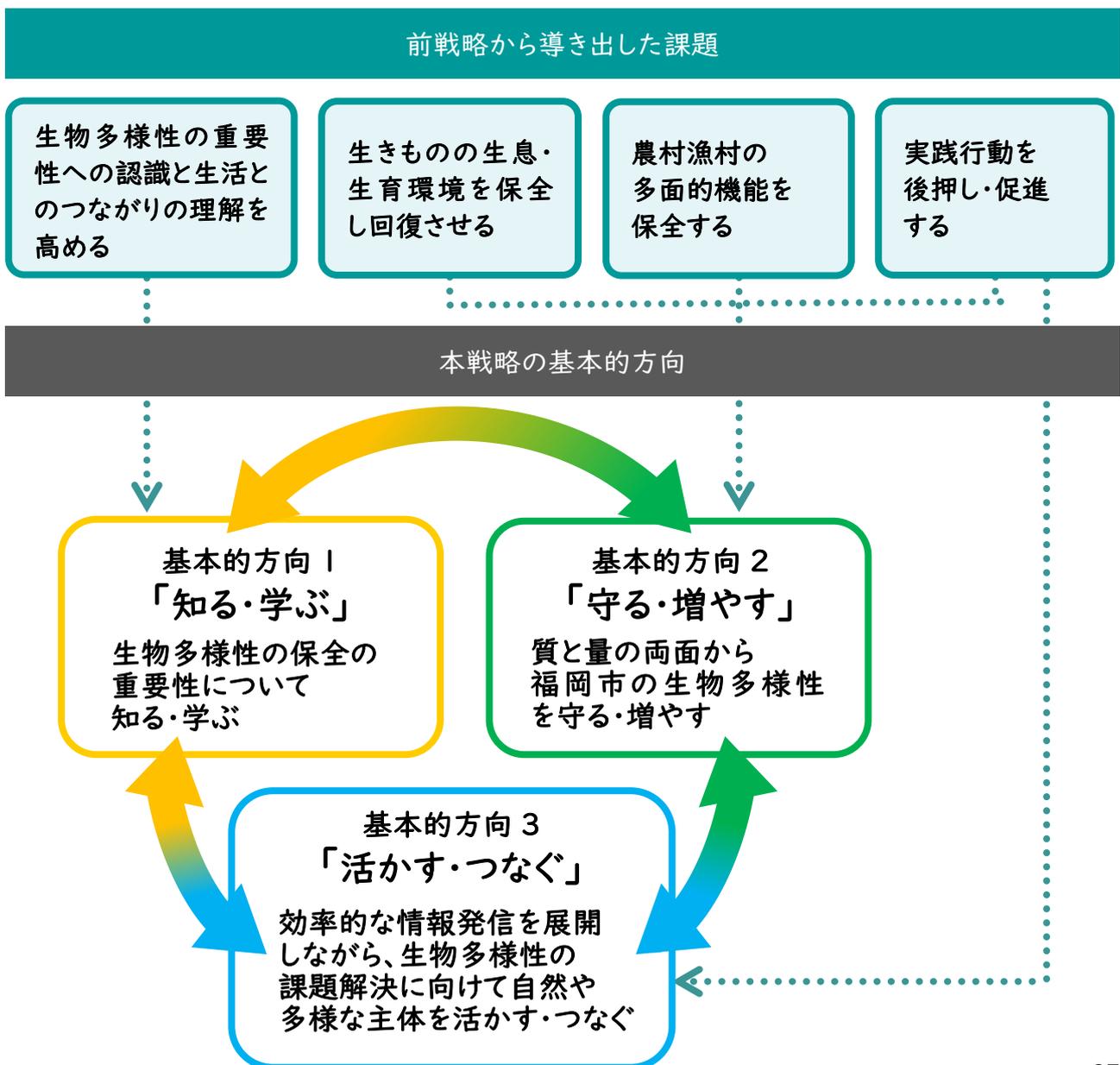
「基本的方向2 人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性の保全」については、市域の緑被面積は維持されていますが、農地の面積は減少していることなどから、多様な生物の生息環境のさらなる保全が必要です。また、貴重・希少種の確認数は横ばいですが、特定外来生物*の確認種数と定着種数が増加しており、対策の強化が求められます。

「基本的方向 3 生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用」については、藻場の面積の減少など、海域の生態系の保全が十分ではない状況です。また、地域産物などへの需要が高まる一方で、市内の人口増加都市開発、第一次産業従事者の減少などに伴い、資源供給が不足する可能性があります。

「基本的方向 4 生物多様性に支えられる文化の継承と創造」については、ふくおかの文化を支えてきた自然資源が減少していることに加え、身近な自然に触れ合う自然体験や学習への参加が一部で減少しています。

「基本的方向 5 より広域的な視野をもちながら地域の生物多様性を支える多様な主体や地域との連携」については、生物多様性や環境の保全に係る活動の規模が縮小傾向にあり、連携促進策が十分に機能していないと考えられます。

評価を踏まえ、本戦略では、①生物多様性の重要性を高めること、②生きものの生息・生育環境を保全し回復させること、③農村・漁村の多面的機能（洪水防止や水質浄化など）を保全すること、④多様な主体の実践行動を後押し、促進することを課題とします。これらの課題に対応するため、『知る・学ぶ』『守る・増やす』『活かす・つなぐ』の3つの基本的方向を設定します。



基本的方向 1 「知る・学ぶ」

前戦略の評価からは、環境教育や体験の機会のさらなる充実が必要であるとともに、市民が生物多様性を自分事と捉えていないことが課題である一方で、自然体験・学習に対する需要の高まりへの対応が必要であることが明らかになりました。

そこで、生物多様性の重要性への認識と生活とのつながりの理解を高めるために、戦略の基本的方向 1 を「知る・学ぶ」とし、市民が生物多様性の保全の重要性について知り、学ぶことをねらいとし、以下の 3 つの基本施策を展開します。

生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性に関する調査やモニタリングの実施

企業における生物多様性への配慮の推進

基本的方向 2 「守る・増やす」

前戦略の評価からは、多様な生きものの生息環境のさらなる保全が必要であることに加え、特定外来生物の定着により生態系、人の身体・生命、農林水産業への被害が増加や、海域の生態系の保全が不十分であることなどが明らかになりました。また、地域産物の需要の高まりへの対応が必要であるものの、市内産農水産物などの自然の恵みが減少していることも課題となっています。

そこで、生きものの生息・生育環境を保全し回復させ、農村漁村の多面的機能を保全するとともに、実践行動を後押し・促進するために、戦略の基本的方向 2 を「守る・増やす」とし、質と量の両面から福岡市の生物多様性を守り、増やすことをねらいとし、以下の 3 つの基本施策を展開します。

多様な生きものの生息・生育環境の保全・創出

外来種による被害の防止

ふくおかの貴重・希少種等の保全

基本的方向3 「活かす・つなぐ」

前戦略の評価からは、生物多様性の保全に関する活動を行っている主体間の連携を促進するための施策が不十分であることや、多様な主体による活動の規模が縮小傾向にあることが課題となっています。

そこで、各主体の実践行動を後押し・促進するために、戦略の基本的方向3を「活かす・つなぐ」として、効率的な情報発信を展開しながら、生物多様性の課題解決に向けて自然や多様な主体を活かし、つなぐことをねらいとし、以下の3つの基本施策を展開します。

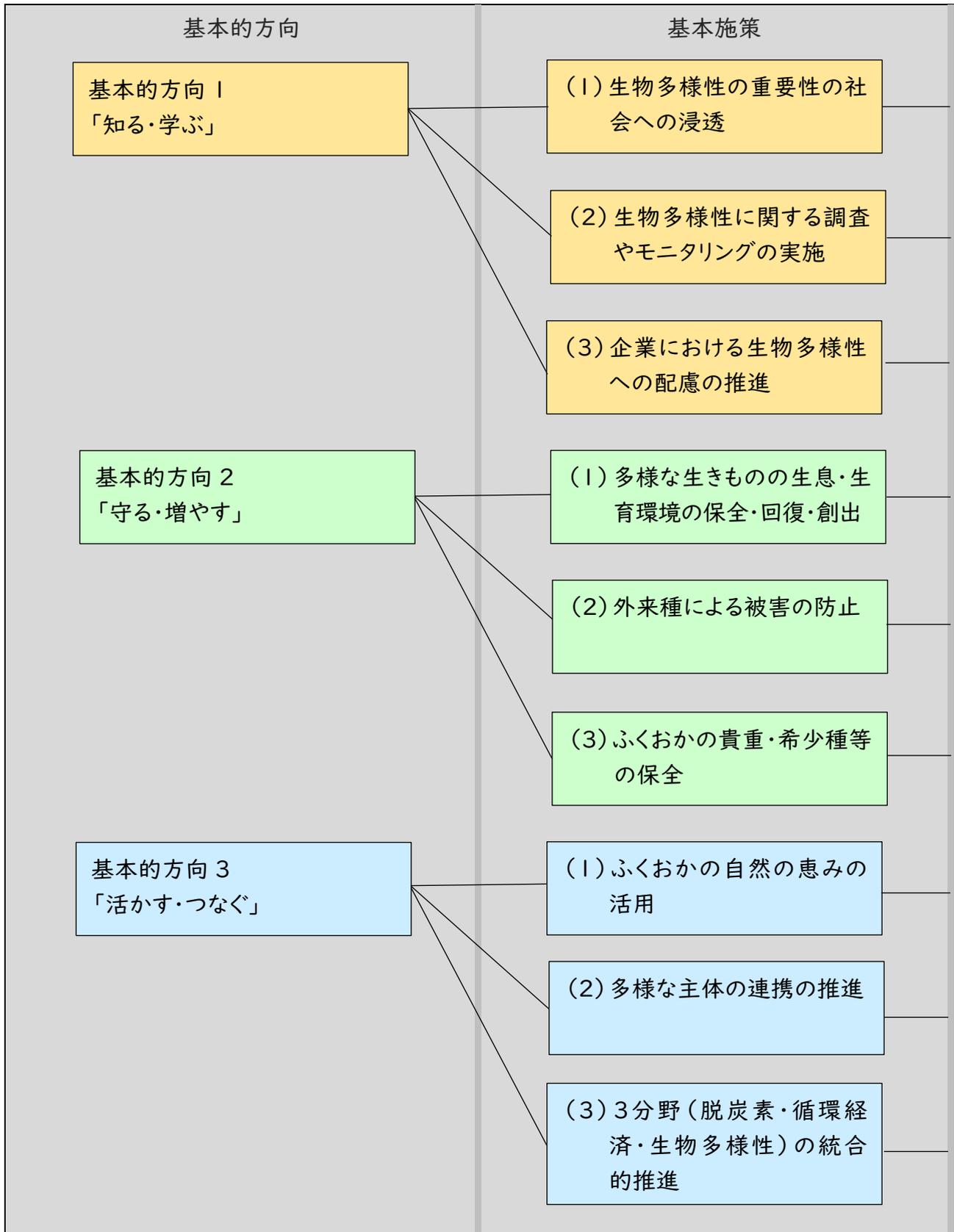
なお、基本的方向3は、基本的方向1、2の達成に向けた横断的な取組みとして位置づけます。

ふくおかの自然の恵みの活用

多様な主体の連携の推進

3分野（脱炭素・循環経済・生物多様性）の統合的推進

目指す将来像の実現に向け、3つの基本的方向に基づき、施策を展開していきます。



成果指標	取組み例
○ 生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ① 多彩な市民参加型イベントの開催 ② 環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実 ③ 生物多様性ふくおかセンターの一新 ④ エシカル消費の推進
・ 市民参加型モニタリングの参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民参加型モニタリングの実施 ② 博多湾や河川の環境モニタリングの実施 ③ 大学・活動団体等と連携した生物多様性に関する調査・研究の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合 ・ 環境配慮型事業所の認定企業数 	<ul style="list-style-type: none"> ① 生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発 ② エシカル消費の推進(再掲)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市域におけるみどりの面積 ・ 耕作放棄地面積 ・ 市内5河川のASPT値 ・ 博多湾海域における魚種数 	<ul style="list-style-type: none"> ① 山・里・川・海の保全 ② 博多湾や河川の環境モニタリングの実施(再掲) ③ 屋上緑化、壁面緑化などの市街地の緑化推進 ④ 守りたい種、場所の選定 ⑤ 自然共生サイトの普及啓発、登録申請時の支援
・ 特定外来生物の定着種数	<ul style="list-style-type: none"> ④ 守りたい種、場所の選定 ⑤ 自然共生サイトの普及啓発、登録申請時の支援
○ 貴重・希少生物等の確認種数	<ul style="list-style-type: none"> ① 外来種に関する情報発信、普及啓発、防除
○ 環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ① 貴重種等に関連する干潟や河川などの生息・生育地の保全 ② 市民参加型モニタリングの実施(再掲)
・ 生物多様性ふくおかセンター等を介したマッチング申込件数	<ul style="list-style-type: none"> ① 地産地消の推進 ② ふくおかの自然を活用した自然体験活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場の面積 ・ 不法投棄回収量 	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な主体の交流・マッチング支援 <ul style="list-style-type: none"> ① CO₂吸収量の多い森林や藻場の創造 ② 山・里・川・海の保全(再掲)

※「成果指標」の○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

第4章 基本施策の展開

第3章で設定した基本的方向に基づき、目指す将来像の実現に向けた各施策のビジョンと指標、主な施策（取組み例）を示します。

<各施策の表の見方>

<ビジョン>

2050年に実現していることを目指す「都市の状態」を表しています。

<SDGs>

施策に関連するSDGsの目標を掲載しています。

第1節 基本的方向1 知る・学ぶ

ビジョン

- 豊かな暮らしが生物多様性の恵みによって成り立っていることを理解し、多くの人の手によって身近な自然や生きものが守られています。
- 地産地消や旬を意識した消費行動など、環境に配慮したエシカル消費が主流化しています。
- 食料や商品、材料の調達に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が行われています。
- 環境ラベル*の取得や未利用材の活用など、環境負荷低減に資する商品やサービスの開発に率先して取り組んでいます。

指標

成果指標	現状値	目標値
生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合 代表指標	28.2% (令和6年度)	50% (令和17年度)
市民参加型モニタリングの参加者数	258人 (令和6年度)	1,000人 (令和17年度)
環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	76.8% (令和6年度)	86.6% (令和17年度)
環境配慮型事業所の認定企業数	241社 (令和6年度)	増加 (令和17年度)

*代表指標は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

参考指標

参考指標	現状値	目標値
環境総合学習の実施校割合	81.9% (令和6年度)	増加 (令和17年度)
「ふくおかレンジャー」受講者数	219人(累計) (令和6年度)	370人(累計) (令和17年度)
「自然の恵み体験」申込者数	434人	800人

33

参考指標	現状値	目標値
	(令和7年度)	(令和17年度)
市と大学・NPO等が連携して実施した生物多様性に関する調査・研究の実施状況	2件 (令和6年度)	4件 (令和17年度)
生物多様性ふくおかセンターにおける各主体の取組み掲載数	4件(累計) (令和6年度)	225件(累計) (令和17年度)

主な施策（取組み例）

基本施策(1) 生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するために、市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させます。

多彩な市民参加型イベントの開催

- 福岡市にある様々な自然環境を活用したネイチャーツアーを実施し、森、里、川、海の役割やつながりの大切さを学び体験できる機会を提供します。
- 生物多様性ふくおかセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した、スマートフォンのアプリを用いた市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。
- クロツラヘラサギやツクシガモなどの希少種をはじめ多くの野鳥が飛来するエコパークゾーン*の自然のすばらしさを市民に認識してもらえるよう、市民参加によるアマモ場づくりやアオサの回収活動を実施します。
- 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。

環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実

- 教育機関における環境教育プログラムの推進を通して、生物多様性の重要性の浸透を図ります。
- 地域の自然の大切さや楽しみ方を伝えることができる「ふくおかレンジャー」の育成を推進します。

34

<指標>

施策によって最終的に実現したい状態（成果）を測る「成果指標」を設定しています。「成果指標」の中で、福岡市環境基本計画（第四次）において指標とされているものを本戦略の「代表指標」としています。

また、施策によってどれだけの取組みを実施したかを測る「参考指標」を、基本施策ごとに設定しています。

<主な施策>

各基本施策について、10年間の主な施策（取組みの方向性）を記載しています。

ビジョン

- 豊かな暮らしが生物多様性の恵みによって成り立っていることを理解し、多くの人の手によって身近な自然や生きものが守られています。
- 地産地消や旬を意識した消費行動など、環境に配慮したエシカル消費が主流化しています。
- 食料や商品、材料の調達に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が行われています。
- 環境ラベル*の取得や未利用材の活用など、環境負荷低減に資する商品やサービスの開発に率先して取り組んでいます。

指 標

基本施策の達成状況を測るため、4つの成果指標を設定しました。このうち、「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」が基本的方向1における各取組みの最終的な成果を最もよく表す指標と考え、代表指標と位置づけました。

成果指標	現状値	目標値
○生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合 代表指標	28.2% (令和6年度)	50% (令和17年度)
市民参加型モニタリングの参加者数	258人 (令和6年度)	1,000人 (令和17年度)
○環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	76.8% (令和6年度)	86.6% (令和17年度)
環境配慮型事業所の認定企業数	245社 (令和6年度)	275社 (令和15年度)

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

参考指標

参考指標	現状値	目標値
環境総合学習の実施校割合	81.9% (令和6年度)	増加 (令和17年度)
「ふくおかレンジャー」受講者数	219人(累計) (令和6年度)	370人(累計) (令和17年度)
「自然の恵み体験」申込者数	434人 (令和7年度)	800人 (令和17年度)
市と大学・NPO等が連携して実施した生物多様性に関する調査・研究の実施状況	2件(累計) (令和6年度)	33件(累計) (令和17年度)
生物多様性ふくおかセンターにおける各主体の取組み掲載数	4件(累計) (令和6年度)	225件(累計) (令和17年度)

主な施策（取組み例）

基本施策（1）生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するために、市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう広く社会に浸透させます。

多彩な市民参加型イベントの開催

- ▶ 福岡市にある様々な自然環境を活用したネイチャーツアーを実施し、森、里、川、海の役割やつながりの大切さを学び体験できる機会を提供します。
- ▶ 生物多様性ふくおかセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した、スマートフォンのアプリを用いた市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。
- ▶ クロツラヘラサギやツクシガモなどの希少種をはじめ多くの野鳥が飛来するエコパークゾーン*の自然のすばらしさを市民に認識してもらえるよう、市民参加によるアマモ場づくりやアオサの回収活動を実施します。
- ▶ 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。

環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実

- 教育機関における環境教育プログラムの推進を通して、生物多様性の重要性の浸透を図ります。
- 地域の自然の大切さや楽しみ方を伝えることができる「ふくおかレンジャー」の育成を推進します。
- 自然や水の大切さについての広報活動などに努め、市民の節水意識の維持・高揚を図ります。

生物多様性ふくおかセンターの一新

- 福岡市の生物多様性を楽しく学べるウェブサイト「生物多様性ふくおかセンター」を生物多様性に係る情報発信の拠点として位置づけます。
- 生物多様性に関する情報の発信や、多様な主体間の連携・協力の斡旋を行うとともに、生物多様性を学べる機会の創出を図り、市民や企業などの行動変容を促進します。

エシカル消費の推進

- 生物多様性の保全に資する「エコラベル」付き製品や地産地消といった「エシカル消費」に関する普及啓発を行います。

基本施策（2） 生物多様性に関する調査やモニタリングの実施

市民や活動団体、企業などの参加により、市内に生息する生きものや自然環境に関する調査やモニタリングを行い、ふくおかの生物多様性への理解や問題意識を高めるとともに、保全などの活動に参加するきっかけをつくります。

市民参加型モニタリングの実施

- 活動団体や教育機関と連携し、市内の生物種や自然環境に関するモニタリング調査を市民参加で実施します。
- 調査結果に対して市民が興味や関心を持てるように、生物多様性ふくおかセンターのウェブサイトなどにおいて、わかりやすく情報提供します。

- 生物多様性ふくおかセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。(再掲)

博多湾や河川の実環境モニタリングの実施

- 博多湾沿岸の干潟や河川における環境変化を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施します。

大学・活動団体等と連携した生物多様性に関する調査・研究の実施

- 関係団体や関係機関の協力により、自然環境に関する調査や情報収集・整理を継続して行います。
- 国や県・大学の研究機関、専門家、活動団体などと野生生物に関する情報の交換を行うとともに、市域内に飛来し、又は通過する貴重・希少な渡り鳥などの生息環境の保全を図ります。

基本施策(3) 企業における生物多様性への配慮の推進

ネイチャーポジティブ経済の実現を目指し、生物多様性を意識した事業活動の普及啓発や支援を通じて、企業をパートナーとした生物多様性保全を展開します。

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、自主的な環境配慮行動を支援・促進する効果的な情報発信・広報啓発等に取り組み、環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します。

生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発

- 生物多様性に配慮したサービスや、自然環境の保全活動など、生物多様性を意識した事業活動をホームページなどで紹介し、より多くの企業の取組みを促進します。
- 企業が行う生物多様性保全活動に対し、専門家の派遣、情報や技術、活動団体などとのマッチング、市の広報媒体を活用したPRなどの支援を行い、活動の拡充を図ります。
- 生物多様性や天然資源へ配慮した環境経営を進める企業への支援を検討します。

エシカル消費の推進(再掲)

- 生物多様性の保全に資する「エコラベル」付き製品や地産地消といった「エシカル消費」に関する普及啓発を行います。



ビジョン

- 生態系に配慮した花や緑、親水空間にあふれ、質の高い生活空間やビジネス環境が実現しています。
- 森林や農地、都市内緑地や博多湾など、生きものの生息・生育環境のつながりを意識した生物多様性の回復・創出が図られています。
- 自然が有する調整機能を活かした防災・減災や、森林保全による炭素吸収への貢献など、生態系を活用した持続可能なまちづくりが行われています。

指標

基本施策の達成状況を測るため、6つの成果指標を設定しました。このうち、「貴重・希少生物等の確認種数」が基本的方向2における各取組みの最終的な成果を最もよく表す指標と考え、代表指標と位置づけました。

成果指標		現状値	目標値
全市域におけるみどりの面積		18,984ha (令和6年度)	18,984ha以上 (令和16年度)
耕作放棄地面積		321ha (令和6年度)	減少 (令和17年度)
ASPT値*	室見川	7.0 (令和4年度)	増加 (令和17年度)
	樋井川	6.2 (令和3年度)	
	那珂川	6.2 (令和元年度)	
	御笠川	5.9 (令和2年度)	
	多々良川	7.0 (令和5年度)	
博多湾海域における魚種数		69種 (令和6年度)	現状維持 (令和17年度)
特定外来生物の定着種数		14種 (令和6年度)	減少 (令和17年度)
○貴重・希少生物等の確認種数 代表指標		255種 (令和5年度)	増加 (令和17年度)

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

参考指標

参考指標	現状値	目標値
都心部の緑被面積	100ha (令和6年度)	102ha (令和16年度)
博多湾の水質 の環境基準* 達成状況	COD*	現状維持 (令和17年度)
	T-N(全窒素)*	
	T-P(全リン)*	
市内水源かん養林整備面積	12ha (令和6年度)	36ha (令和10年度)
自然共生サイトの認定件数	0件(累計) (令和6年度)	5件(累計) (令和17年度)
アライグマの目撃報告数	146件 (令和6年度)	減少 (令和17年度)
カブトガニ産卵数、幼生数、成体・亜成体の個体数	卵塊数 33 卵塊、 幼生数 41 個体、 亜成体個体数 40 個体、 成体個体数 105 個体 (令和6年度)	増加 (令和17年度)

主な施策（取組み例）

基本施策（1）多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復・創出

多様な主体と連携・共働して、生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。

山・里・川・海の保全

- 市民や活動団体などと連携し、貴重・希少種や身近な生きものの生息・生育環境の保全に取り組みます。
- 自然林の保護や森林の適正な管理などにより、多様な生物の生息・生育の場である森林環境の保全と適正な利用を推進します。
- 水源かん養林¹⁰の整備や市民や企業などとの共働による水源かん養林の保全の取組みを実施し、水資源の安定的な確保に努めます。

¹⁰ 水源の周辺に位置し、雨水を貯える機能や洪水を緩和する機能、水質を浄化する機能を有する森林。

- 農地や森林の多面的機能を確保し、それを支える環境に配慮した農林業の振興を推進します。
- 河川整備や治水事業、ため池の整備などにおいて、生態系に配慮した自然共生型の水辺の整備を行います。
- 多自然川づくり¹¹により、多様な生きものの生息環境や水質の保全などを図り、自然豊かな河川の形成に取り組みます。
- 和白や今津の貴重な干潟や前面浅海域の保全を図るとともに、海辺の生態系に配慮した養浜や藻場の造成などにより、干潟などが有する浄化機能の向上を図ります。
- 公共施設での雨水利用や雨水貯留タンク助成による普及促進などによる雨水の有効利用を促進します。
- 下水の高度処理や底質改善などの水質保全に取り組むとともに、生物多様性及び生物生産性が確保された豊かな海をめざし、栄養塩類*の管理のあり方を検討します。
- 森林や農地、ため池など保水能力の高い地域の適正な維持管理を促進するなど、生態系が有する防災・減災機能を高める取組みを推進します。
- 福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価¹²を推進するとともに、環境影響評価に関する技術的指針や情報を整備するなど、適正な環境影響評価制度の運用を図ります。
- 開発事業などの構想・計画段階からの適切な環境配慮を助言するとともに、環境情報などの蓄積に基づく新たな知見や社会状況の変化に合わせて福岡市環境配慮指針を必要に応じて見直し、適切に運用します。

博多湾や河川の環境モニタリングの実施(再掲)

- 博多湾沿岸の干潟や河川における環境変化を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施します。
- 河川の水質・流量の測定や公共用水域の汚濁状況の把握とともに、生きものの生息環境を含めた総合的な水環境の把握、評価を行います。
- 博多湾における漁業振興による健全な物質循環を促進します。

屋上緑化、壁面緑化などの市街地の緑化推進

- 都市に残る緑地、河川などについて、特別緑地保全地区や都市施設としての緑地の指定などにより、適切な規模と配置による生きものの生息・生育地のネットワークの形成を

¹¹ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

¹² 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らがその事業が環境に与える影響について予測・評価し、その結果を事業に反映させることにより、事業を環境に配慮したものとするための制度。

図ります。

- 開発事業の実施に際して、質の高いみどりのネットワーク*の形成など、生物多様性に配慮した事業となるよう誘導策について検討します。
- 公園・緑地をはじめ、街路樹や特別緑地保全地区などの保全や創出を図るとともに、適正な維持管理などに取り組み、質の高いみどりを創出します。
- 公共施設において、憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面なども活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。
- 良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業との共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進に取り組みます。
- 花と緑により、まちに彩りと潤いを与え、人のつながりや心の豊かさを生み出す「一人一花運動」の輪を広げ、花による共創のまちづくりを進めます。
- 身近な場所やまちなかで憩いや安らぎを感じられるように、集合住宅やベランダ、都心部のオフィスビルなどの緑化を助成し、民有地の緑化を促進し、市民や企業との共働により、緑あふれる魅力的なまちづくりに取り組みます。

守りたい種、場所の選定

- 福岡市に生息する生きものや、福岡市内の自然環境について、守りたい種や場所を市民とともに選定し、多様な主体と連携した保全の枠組みを検討します。
- ミツバチなど指標生物¹³としての役割を果たす身近な生きものを通じて、生物多様性保全への理解と関心を高めます。

自然共生サイトの普及啓発、登録申請時の支援

- 30by30 目標達成に向けて、自然共生サイトに関する普及啓発を行うとともに、企業などの登録申請を支援します。

¹³ 特定の環境条件や生態系の健康状態を示すために利用される生物のこと。

基本施策(2) 外来種による被害の防止

特定外来生物による生態系への影響低減を図るため、関係機関などと連携した情報発信や防除の実施などに取り組みます。

外来種に関する情報発信、普及啓発、防除

- 国や福岡県と連携し、特定外来生物の調査や防除に取り組みます。
- 市民への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。
- オオキンケイギクなどの外来植物を対象に、市民や事業者と連携し、年間を通じた計画的な駆除活動を推進します。

基本施策(3) ふくおかの貴重・希少種等の保全

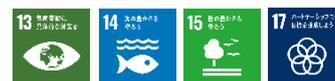
個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種の保護や生息地などの保全に取り組みます。

カブトガニなどの貴重種等に関連する干潟や河川などの生息・生育地の保全

- カブトガニ産卵場である今津干潟において、地域住民などと共働して干潟の保全に取り組むとともに、博多湾のカブトガニ生息数や生息範囲、生活史を把握するため標識調査などを実施します。
- 貴重種等の生態や保全の取組みについて環境教育や普及啓発活動を実施します。

市民参加型モニタリングの実施(再掲)

- 活動団体や教育機関と連携し、市内の生物種や自然環境に関するモニタリング調査を市民参加で実施します。
- 調査結果を生物多様性ふくおかセンターのウェブサイトで公開し、広く市民に共有します。
- 生物多様性ふくおかセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。



ビジョン

- 自然資本の価値を認識し、豊かな自然や生きものとふれあう体験やエコツーリズムなどが盛んになっています。
- 地域の生態系の保全や30by30目標の達成への貢献など、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた活動に積極的に取り組んでいます。

指 標

成果指標	現状値	目標値
○環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合（「そう思う」市民の割合）	51.5% （令和6年度）	72.0% （令和17年度）
生物多様性ふくおかセンターなどを介したマッチング申込件数	2件（累計） （令和6年度）	60件（累計） （令和17年度）
藻場の面積	419.4ha （令和5年度）	現状維持 （令和17年度）
不法投棄回収量	9トン （令和6年度）	5トン （令和17年度）

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

参考指標

参考指標	現状値	目標値
市公共施設の木材使用量における地域産木材利用割合	32.0% （令和6年度）	増加 （令和17年度）
室見川河口干潟のアサリ推定資源量	122.7t （令和6年度）	増加 （令和17年度）
学校給食への市内産農水産物利用割合（野菜）	26.5% （令和6年度）	増加 （令和17年度）

参考指標	現状値	目標値
背振少年自然の家、海の中道青少年海の家利用者数	73,645 人 (令和 6 年度)	87,500 人 (令和 11 年度)
スギ・ヒノキ人工林の広葉樹等への植替え面積	17ha (累計) (令和 6 年度)	245ha (累計) (令和 16 年度)
室見川水系一斉清掃参加申込者数	3,445 人 (令和 6 年度)	4,000 人 (令和 10 年度)
ラブアースクリーンアップ参加人数	24,298 人 (令和 6 年度)	44,000 人 (令和 17 年度)

主な施策（取組み例）

基本施策（1）ふくおかの自然の恵みの活用

生物多様性がもたらす恵みを活かした衣食住や自然との触れ合いの体験などを通じて、生物多様性の重要性の認識を高め、保全活動などへの参加につなげます。

地産地消の推進

- 新鮮で信頼される農産物の安定供給や、農地の保全・活用、環境への負荷軽減など、身近で安定した産地づくりを推進します。
- 市内産農水産物のブランド化や魅力発信などによる消費拡大に取り組むとともに、学校給食に積極的に使用するなど、市内産農水産物の地産地消を推進します。
- 地域産材（福岡市内及び県内で生育・伐採された木材）を活用した公共施設の整備を推進します。
- 地域の多様な自然資源の活用を推進し、生物多様性に配慮した地域づくりと地域の活性化を図ります。

ふくおかの自然を活用した自然体験活動の推進

- 福岡市にある様々な自然環境を活用したネイチャーツアーを実施し、森、里、川、海の役割やつながりの大切さを学び体験できる機会を提供します。（再掲）
- 背振少年自然の家や海の中道青少年海の家といった市有施設を活用した環境教育カリキュラムの充実を図ります。
- ふくおかの自然の魅力を満喫できる都市型エコツーリズム*やグリーンツーリズムを推進

します。

- 教育機関などにおいて、地域内の自然資源を活かした環境教育プログラムの導入・充実に努めます。
- 専門知識や技能を持った自然体験のリーダー的人材の育成・活用など、生物多様性に関する人材を育成します。
- 身近に自然とふれあえる場や環境学習の拠点、多様な生きものが生息する環境を創出するため、アイランドシティはばたき公園の整備を進めます。
- 都心部の貴重な海辺空間など、地区の特性を活かし、市民や来街者が楽しめる魅力あるウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）のまちづくりに取り組みます。
- 那珂川沿いの公園の再整備など、川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくりの推進に向け、水辺の魅力づくりに取り組みます。

基本施策（2） 多様な主体の連携の推進

多様な主体が連携・共働して福岡市の生物多様性の保全や環境学習等の活動を展開していくよう、マッチングを支援するとともに交流の場や機会を創出します。

生物多様性ふくおかセンター等における多様な主体の交流・マッチングの支援

- 市民、事業者、行政などの多様な主体が参加するシンポジウムや交流会の開催などにより、主体間のマッチングを支援します。
- 樹林地の保全・管理活動や公園緑地などの管理・運営等への市民・活動団体・企業等の参加を促進します。
- 市民・事業者が自発的・継続的に積極的な環境に配慮した行動を推進するための仕組みを構築します。
- 市民・企業・大学と連携した生物多様性の保全活動を促進します。
- 水源地域との交流、水源かん養林の整備支援などにより、水源地域と流域との連携を促進します。

基本施策(3) 3分野(脱炭素・循環経済・生物多様性)の統合的推進

生物多様性と脱炭素、循環経済の3分野が関連する施策に取り組み、関係者の輪を広げながら、社会課題の解決につなげます。

CO₂吸収量の多い森林や藻場の創造

- CO₂吸収の役割を担う森林を維持し、その働きを高める間伐などの適正管理を進めるとともに、創出されたクレジットを販売することで市の森林整備に活用します。
- 市民や漁業関係者、事業者などと連携・共働して、光合成によってCO₂を吸収し、海洋生態系に貯留する藻場の保全、再生に取り組みます。
- 各クレジット制度の取組みにより、企業と連携した脱炭素に向けた環境保全活動を推進します。

山・里・川・海の保全(再掲)

- 市民参加による海岸、河川等の清掃や環境美化活動を支援するとともに、地域の自然に愛着が持てるような啓発活動を進めます。
- 山や海・川等への不法投棄防止のため、パトロールや清掃、啓発活動を実施し、地域の自然環境の保全と市民の環境意識向上を推進します。
- 活動団体による里山保全の活動や、身近な自然環境の保全活動を支援します。
- 限りある水資源を有効に活用するため、配水調整システムによる効率的な水運用や漏水対策、下水処理水の利用などにより、節水型都市づくりを推進します。

コラム⑦ ブルーカーボン・クレジットの取組み

近年、気候変動対策と生物多様性保全を両立する仕組みとして注目されているのが「ブルーカーボン」です。ブルーカーボンとは、海洋生態系が吸収・固定する二酸化炭素のことで、藻場や干潟、塩性湿地などがその担い手です。これらの生態系は炭素を長期的に貯留するだけでなく、魚類の産卵場や水質浄化など、多様な生態系サービスを提供します。

福岡市は、2020（令和 2）年10月に全国に先駆けてブルーカーボン・オフセット制度を導入しました。この制度では、博多湾の藻場による CO₂吸収量を市が算定し、クレジット化して販売し、販売益を「博多湾NEXT会議¹⁴」でのアマモ場づくり活動をはじめとした博多湾の環境保全創造の取組みに活用してきました。2024（令和 6）年度の実績では 37.7t-CO₂が認証され、複数の企業にクレジットを購入いただきました。

しかしながら、夏季高水温などの影響により、博多湾の藻場は減少傾向にあります。福岡市は2025（令和 7）年 9 月に「博多湾環境保全計画（第三次）」を策定し、博多湾の藻場面積の「現状維持」を目標として、多様な主体と連携・共働して、藻場の保全・再生等に取り組むこととしました。

このため、今後は国の「J ブルークレジット制度¹⁵」に参画し、国の認可機関が認証したクレジットの販売により、博多湾を中心に藻場面積を拡大して炭素吸収量を増やすとともに、地元企業だけでなく全国の企業への制度利用を促進する方針です。

この取組みは、「脱炭素」「生物多様性」「地域経済活性化」を統合的に推進し、単なる CO₂削減にとどまらず、藻場を核とした生態系ネットワークの再生を通じて、豊かな海と共生する都市モデルを描いています。企業・行政・市民が一体となった持続可能な社会づくりの先進事例として、さらに発展していくことが期待されます。

¹⁴ 市民、市民団体、漁業者、企業、学校などの多様な主体が連携・共働し、博多湾の環境保全に取り組む協議体。福岡市が事務局を務める。（会員数：66 団体、28 個人（2025（令和 7）年11月現在））

¹⁵ 国の認可機関が創設し、2021（令和 3）年 3 月から取引が開始された制度で、国内の藻場等による CO₂ 吸収量を活動者が算定し、第三者委員会による審査を経て、国の認可機関が認証し、クレジット化して販売するもの。

第5章 推進体制・進行管理

第1節 各主体の役割

目指す将来像の姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・事業者等が環境に対して担うべき役割を理解し、主体的に環境保全につながる取組みを実践することが必要です。

また、各主体における取組みだけでは限界があるため、あらゆる主体がつながり、連携することで、地域社会全体で課題に対する共通認識を持ち、取組みの輪を広げることが重要です。

ここでは、本戦略を着実に推進するために期待される各主体の役割と連携について示します。

1 市民の役割

私たち一人ひとりの生活が生物多様性に対して様々な影響を与えていることを理解し、地域の自然環境保全活動に参加する、持続可能性に配慮した製品を選ぶなど、環境に配慮したライフスタイルへ転換することが求められます。また、地域や市民グループなどの環境活動に積極的に参加し、自らの学びや活動を家族や友人などの身近な人に伝え、取組みの輪を広げることでも重要です。

2 活動団体等の役割

市民グループ、NPO、自治協議会や子ども会などの地域の組織など、規模や活動目的も多様な団体があります。このような活動団体が率先して生物多様性に配慮した行動を実践するとともに、市民等への情報発信や学びの機会の提供など、積極的に環境啓発に取り組むことが求められます。また、特に自然環境や生きものに関する活動を専門としている団体は、他の主体の環境教育や自然環境保全活動を支援することが期待されます。

3 学校等の役割

幼児教育や学校教育は、子どもたちの生物多様性への理解の基礎を育む重要な場です。教職員等は環境教育の考え方や手法を学び、多様な教材や体験学習などにより、子どもの成長段階に応じた体系的な環境教育を推進することが求められます。また、学校などの活動を家庭や地域に発信することや、地域、活動団体、事業者などとの連携・共働を通して、社会全体の生物多様性への関心・取組みの風土を醸成することも大切です。

4 事業者の役割

持続可能な社会の実現には事業者の生物多様性に配慮した事業活動が不可欠です。事業者は、環境法令などの遵守を徹底するとともに、原材料の調達から消費までのサプライチェーン*全体での環境負荷の低減につながる取組みを主体的に推進することが求められます。また、環境問題の解決につながる先進的な技術や環境配慮型商品・サービスの開発などに積極的に取り組むことや、これまで培ってきたノウハウや人材を活かして、地域社会の一員として生物多様性の保全に取り組むことや、従業員やその家族の環境行動を後押しすることが期待されます。

5 行政（市）の役割

職員一人ひとりが生物多様性への意識を高めて、市民の模範となる行動を率先して行います。また、目標やビジョンを提示し、市民や企業等の行動促進の基盤づくりを行うとともに、それぞれの取組みの後押しや活動を結び付ける施策を展開し、あらゆる主体の共感を得ながら、共に生物多様性に係る課題に取り組めます。

第2節

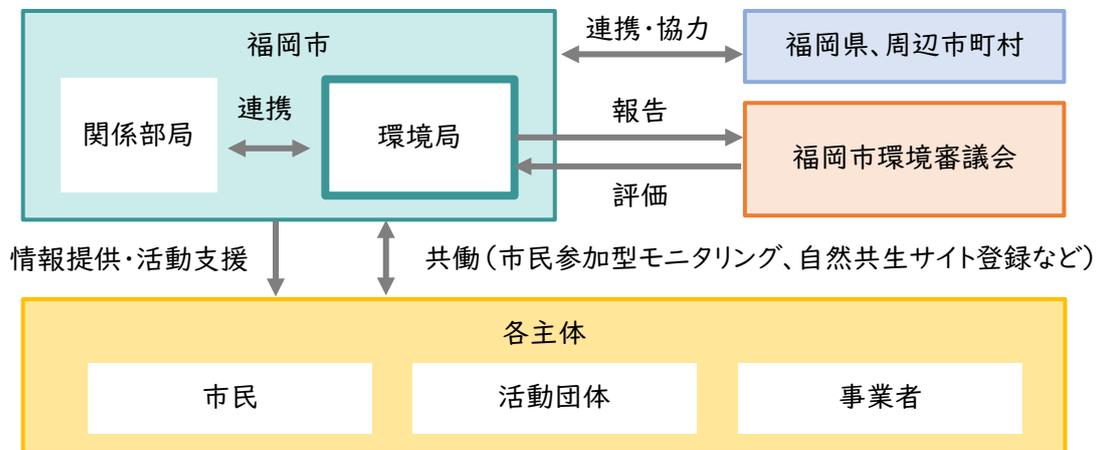
推進体制

生物多様性分野は、都市計画、産業、観光、健康、教育などの様々な分野に関わっていることから、市内の他分野の部局と連携し、各行政分野との整合・調和を図ることにより、総合的に施策を推進していきます。

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置された「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、本戦略を着実に推進していきます。

なお、施策の実施状況や福岡市の自然環境や生きものに関する情報は、年次報告書やホームページなどで公表します。

■ 戦略の推進体制



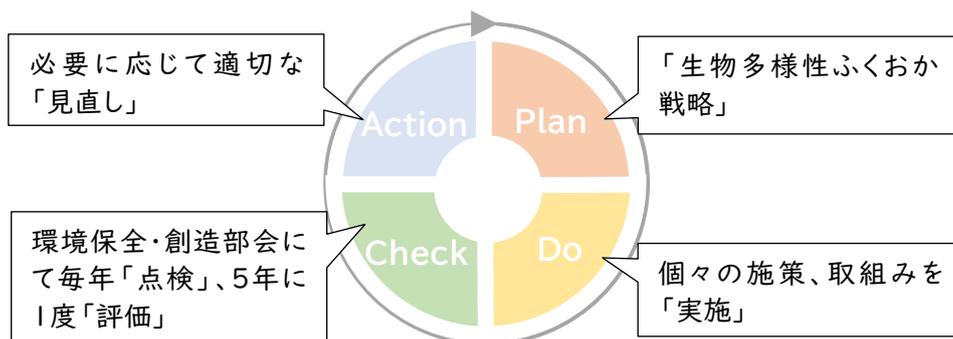
第3節

進行管理

本戦略は、PDCAサイクル（事業の「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の循環)による進行管理を基本とします。

福岡市環境審議会 環境保全・創造部会において、毎年、施策の進捗の点検を行います。2030（令和12）年には、目標に対する各施策の達成状況を評価し、必要な見直しを行います。

■ PDCAサイクルのイメージ



資料編

資料1 用語

あ行

アイランドシティ

福岡市にある人工島の名称。最新技術を活かした住居や物流拠点、緑豊かな公園が整備された「未来志向の街」を目指して造られた地区。

愛知目標

2010(平成22)年に採択された、地球上の生き物や自然を守るための世界目標。2020(令和2)年までに達成すべき20の項目が定められ、国際社会の指針となった。

ウェルビーイング(Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含んだ概念のこと。第六次環境基本計画で最上位の目的として掲げられた。

栄養塩類

窒素やリンなど、海藻類の成長や、魚類や二枚貝の生産を支えるプランクトンの増殖に必要となる物質。

エコツーリズム

自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エコパークゾーン

和白干潟を中心とした約550ヘクタールの海域及び海岸域。多くの渡り鳥が飛来するなど豊かな自然環境を有する。

エコロジカル・ネットワーク

(生態系のネットワーク)

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域などの重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。分断された森や川を緑地などでつなぎ、生き物が移動できるようにする。

か行

カーボンニュートラル

省エネの取り組みや、太陽光発電などの再生可能エネルギーなどの活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、その「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めた行政上の政策目標。

環境ラベル

製品やサービスなどの環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形などを幅広く指す用語。

給水人口

水道局などが管理する水道施設から、実際に飲み水などの供給を受けている人の数。地域のインフラ整備の状況を把握するための基本的な指標。

気候変動

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。その要因は人為的な要因(温室効果ガスの増加、森林破壊など)のほか、自然的な要因(太陽活動の変化や大規模な火山噴火など)もある。

国連環境計画

地球環境の保護を目的とし、国際協力を進める国連の機関。温暖化対策や生物多様性の保護など幅広い活動を行っている。

昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022(令和4)年12月にカナダのモンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、2030(令和12)年までに達成すべき新たな生物多様性に関する世界目標。

さ行

サプライチェーン

商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体のこと。

市街化区域

街を計画的に発展させるため、すでに建物が立ち並んでいる場所や、これから10年以内に優先的に家やビルを建てるように進める区域である。

市街化調整区域

都市が無秩序に広がるのを防ぐため、原則として建物の建築や宅地開発を厳しく制限している区域。自然環境や農業の補選を優先するためのエリア。

自然資本

森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストック(資本)のこと。自然環境を市民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。

自然を基盤とした社会課題の解決(NbS)

健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ること。洪水対策や温暖化などの社会課題に対し、自然が持つ本来の力を活用して解決を図るものである。

自然被覆面

アスファルトではなく、土や植物など自然の状態で覆われた地面。雨水を吸収して洪水を防いだり、気温の上昇を抑えたりする役割がある。

循環共生型社会

環境収容力を守り、環境の質を上げることによって成長・発展できる社会。「循環」は環境収容力を守る「循環を基調とした経済社会システム」を指し、「共生」は人・生きもの・環境が密接に結びつき、お互いに影響を与え、人が生態系・環境の健全な一員となっている状態を指す。

新興感染症

1970年以降に新たに確認され、局地的または国際的に公衆衛生上の問題となる感染症を指す。

生態系サービス

私たちが生物多様性から受ける恵み(自然の恵み)のこと。栄養塩類の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」がある。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、多くの種類の生きものが互いにつながり、直接的・間接的に支え合いながら生きていることを指す。

生物多様性と気候変動に関する

IPBES-IPCC 合同ワークショップ

気候変動と生物多様性の危機が相互に関連していることを認識し、両問題を統合的に解決するための科学的知見をまとめるために開催された専門家会議。

生物多様性条約

地球上の多様な生き物を守り、自然の恵みを将来にわたって持続的に利用すること、利益を公平に分けることを目的とした国際的な約束。

た行

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。

な行

ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、回復に転じさせるという考え方。

は行

バックキャスト

将来の理想像を描き、そこから今何をすべきかを逆算して考え、戦略的な目標設定を行う手法。現状から将来を予測するフォアキャストと対照される。

パリ協定

2015（平成27）年に採択された、地球温暖化を防ぐための国際的なルール。世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2 度未満に抑えることを目標として掲げている。

ヒートアイランド現象

人工排熱の増加や緑地の減少などにより、都心部の気温が上昇し、郊外と比較して高くなる現象。

富栄養化

閉鎖性の水域において、窒素・リンなどの栄養塩類を含む物質が流入し、栄養塩類濃度が高まること。これらを取りこみ成長する植物プランクトンなどの生物の活動が活性化し、異常増殖などを引き起こしやすくなる。

ま行

膜 DAC 技術

大気中から二酸化炭素を「膜」を使って直接回収する技術。薄いフィルターを通すだけで効率よく回収でき、温暖化対策の切り札として期待されている。

みどりのネットワーク

野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大や分断された個体群の相互交流を促すことを目的とした、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等

ら行

緑被面積

ある一定の区域内で、植物の葉や茎などが地面を覆っている部分の面積。樹木や芝生、農地などが含まれ、自然の豊かさを示す指標の一つ。

緑被率

対象となる土地全体の面積に対し、緑（樹木や草花）が地面を覆っている面積が占める割合。一般的に都市の快適さや環境の良さを評価する際に使用される。

英数字

ASPT 値

水質状況に周辺環境も合わせた総合的河川環境の良好性を相対的に表す指数。環境省「水生生物による水質評価法マニュアル」（2017（平成29）年3月）において、全国の河川の調査結果をもとに設定された平均スコア階級は、7.5 以上は「とても良好」、6.0 以上 7.5 未満は「良好」、5.0 以上 6.0 未満は「やや良好」、5.0 未満は「良好とはいえない」とされている。

BOD

（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量のこと。河川の水質汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。

COD

（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

海水や河川、底泥の有機汚濁の原因となる有機物などによる汚れの度合いを示し、数値が高いほど、水中や底泥中の有機物量が多いことを表す。本計画における「COD」は水中の COD である、酸化剤の過マンガン酸カリウムを使って水中の有機物を酸化させ、消費された酸素量を測定する CODMn を指しており、一般的に mg/L という単位で表示される。なお、水中と底泥中の COD が区別できるように、底泥中の COD は「CODsed」と記載しており、一般的に mg/g や mg/kg という単位で表示される。

COP（Conference of the Parties：締約国会議）

条約を締結した国々による会議。生物多様性条約や気候変動枠組み条約などの国際条約の最高意思決定機関となる。生物多様性条約の締約国会議は、おおむね2年に1回開催される。

DID(人口集中地区)

人口密度が高い地区のこと。4,000 人/km²以上の区域が隣り合い、合計人口が 5,000 人以上の場所を指し、都市計画や統計で街の広がり測る基準となる。

GX(Green Transformation)

温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取り組み。

IoT(Internet of Things)

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノがインターネットに接続され、相互に通信する仕組み。

IPBES

生物多様性と生態系に関する科学的知識をまとめ、政策決定者に情報提供を行う国際組織。侵略的外来種や生物多様性の持続可能な利用を含む 18 の成果物の完成を目指し作業が進められている。

IPCC

(気候変動に関する政府間パネル)

地球温暖化について、最新の科学的知識を集めて報告する国連の組織。世界各国の政府が温暖化対策を決める際の重要な根拠を提供している。

SDGs

(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標。2030(令和12)年までに地球上の「誰一人取り残さない」より良い世界を作るための17の目標を掲げている。

TNFD

(自然関連財務情報開示タスクフォース)

企業が自然環境に与える影響やリスクを調査し、報告するための国際的な枠組み。投資家が企業の環境への取り組みを評価する指標になり得る。

T-N(全窒素)

無機態および有機態の窒素化合物の総量。総窒素ともいう。有機態窒素は、生物の構成要素のタンパク質に主として含まれるものであり、生物自身または生物の排泄物中に含まれる。生物中の窒素は、その生物が底生生物であれば、直ちに水中から除去され、プランクトンでも沈降するため水中から除去される。しかし、生物自身がアンモニアとして窒素を放出したり、生物の遺骸や排泄物の分解により再び無機化して水中に戻ったりする。水の富栄養化の程度を表す指標の一つであり、環境基準や排水基準が定められている。一般的に mg/L や μM (= $\mu\text{mol/L}$)という単位で表示される。

T-P(全リン)

有機態および無機態のリン化合物の総量。総リンともいう。全窒素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示す。水の富栄養化の程度を表す指標の一つであり、環境基準や排水基準が定められている。一般的に mg/L や μM (= $\mu\text{mol/L}$)という単位で表示される。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022年(令和4年)12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた2030年グローバルターゲットの一つ。

